

新宮町告示第65号

令和元年第2回新宮町議会定例会を次のとおり招集する

令和元年5月27日

新宮町長 長崎 武利

1 期 日 令和元年6月3日

2 場 所 新宮町議会議場

○開会日に応招した議員

安武久美子君	温水 眞君
末吉富美徳君	濱田 幸君
上畝地白馬君	西 健太郎君
大牟田直人君	高木 義輔君
北崎 和博君	松井 和行君
牧野真紀子君	

○6月4日に応招した議員

安武久美子君	温水 眞君
末吉富美徳君	濱田 幸君
上畝地白馬君	西 健太郎君
大牟田直人君	高木 義輔君
北崎 和博君	松井 和行君
牧野真紀子君	

○6月11日に応招した議員

安武久美子君	温水 眞君
末吉富美徳君	濱田 幸君
上畝地白馬君	西 健太郎君
大牟田直人君	高木 義輔君
北崎 和博君	松井 和行君

牧野真紀子君

○応招しなかった議員

横大路 政之君

令和元年 第2回(定例)新宮町議会会議録(第1日)

令和元年6月3日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和元年6月3日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第41号議案 専決処分について(新宮町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第4 第42号議案 専決処分について(新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第5 第43号議案 専決処分について(平成30年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について)
- 日程第6 第44号議案 専決処分について(平成30年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について)
- 日程第7 第45号議案 専決処分について(平成30年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について)
- 日程第8 第46号議案 専決処分について(平成30年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について)
- 日程第9 第47号議案 専決処分について(平成30年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について)
- 日程第10 第48号議案 専決処分について(平成30年度新宮町一般会計補正予算について)
- 日程第11 第49号議案 新宮町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第12 第50号議案 新宮町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 第51号議案 新宮町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 第52号議案 新宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 第53号議案 新宮町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第16 第54号議案 相島災害時援助施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 第55号議案 新宮町公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 第56号議案 新宮町福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 第57号議案 令和元年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第20 第58号議案 令和元年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第21 第59号議案 令和元年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第22 第60号議案 令和元年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について
- 日程第23 第61号議案 令和元年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第24 第62号議案 令和元年度新宮町水道事業会計補正予算について
- 日程第25 第63号議案 令和元年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第26 第64号議案 令和元年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第27 報告第8号 平成30年度新宮町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第28 報告第9号 平成30年度新宮町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第29 報告第10号 平成30年度新宮町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第30 報告第11号 平成30年度新宮町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第31 報告第12号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
- 日程第32 報告第13号 例月出納検査結果報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第41号議案 専決処分について(新宮町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第4 第42号議案 専決処分について(新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第5 第43号議案 専決処分について(平成30年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について)
- 日程第6 第44号議案 専決処分について(平成30年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について)
- 日程第7 第45号議案 専決処分について(平成30年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予

算について)

- 日程第8 第46号議案 専決処分について(平成30年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について)
- 日程第9 第47号議案 専決処分について(平成30年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について)
- 日程第10 第48号議案 専決処分について(平成30年度新宮町一般会計補正予算について)
- 日程第11 第49号議案 新宮町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第12 第50号議案 新宮町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 第51号議案 新宮町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 第52号議案 新宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 第53号議案 新宮町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 第54号議案 相島災害時援助施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 第55号議案 新宮町公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 第56号議案 新宮町福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 第57号議案 令和元年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第20 第58号議案 令和元年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第21 第59号議案 令和元年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第22 第60号議案 令和元年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について
- 日程第23 第61号議案 令和元年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第24 第62号議案 令和元年度新宮町水道事業会計補正予算について
- 日程第25 第63号議案 令和元年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第26 第64号議案 令和元年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第27 報告第8号 平成30年度新宮町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第28 報告第9号 平成30年度新宮町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第29 報告第10号 平成30年度新宮町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第30 報告第11号 平成30年度新宮町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第31 報告第12号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について

日程第32 報告第13号 例月出納検査結果報告について

出席議員（11名）

1 番	安武久美子君	2 番	温水 眞君
3 番	末吉富美德君	4 番	濱田 幸君
5 番	上畝地白馬君	6 番	西 健太郎君
7 番	大牟田直人君	8 番	高木 義輔君
9 番	北崎 和博君	11番	松井 和行君
12番	牧野真紀子君		

欠席議員（1名）

10番 横大路 政之君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 井上 和広君 主幹 三船 史郎君

説明のため出席した者の職氏名

町長	長崎 武利君	副町長	吉村 隆信君
副町長	福田 猛君	教育長	宮川 優子君
総務課長	太田 達也君	政策経営課長	阿部 宏紀君
地域協働課長	笠井与志則君	都市整備課長	桐島 光昭君
上下水道課長	本田陽一郎君	産業振興課長	竹上 健君
環境課長	安河内正路君	住民課長	大原 稲子君
健康福祉課長	山口 望美君	税務課長	高橋 忠久君
会計管理者	末永富士美君	学校教育課長	森 和也君
社会教育課長	西田 大輔君	子育て支援課長	藤木 恵介君
代表監査委員	吉田 雅文君		

○議長（牧野 真紀子君） 開会前でございますが、本町では環境への負荷の軽減を図るためのエコオフィスに取り組んでおり、空調温度設定の適温化を実施しています。

議会といたしましてもこの取り組みを推進するため、ノーネクタイなどエコスタイルで臨んでいます。

御理解、御協力をお願いいたします。

○議会事務局長（井上 和広君） 会議に先立ちまして、令和元年5月13日に糟屋地区議長協議会から、町村議会議員として20年以上在職し功労があったとして、牧野真紀子議長に表彰がなされております。

ここで、表彰状の伝達式を行います。

長崎町長に伝達をお願いします。

長崎町長、提案者席前へお願いします。

〔長崎町長、提案者席前へ移動〕

○議会事務局長（井上 和広君） それでは、牧野真紀子議長、提案者席前へお願いします。

〔牧野議長、提案者席前へ移動〕

○町長（長崎 武利君） 表彰状、新宮町、牧野真紀子殿。

貴殿は長期にわたり議会議員として、地方自治の振興発展に寄与せられ、特に大きな功績を残されました。よって、これを特別表彰します。

令和元年5月13日、糟屋地区議長協議会会長、阿部寛治。

どうもおめでとうございます。

〔牧野議長、長崎町長、自席へ着席〕

○議会事務局長（井上 和広君） 以上をもちまして、表彰状の伝達式を終了いたします。

午前9時30分開会

○議会事務局長（井上 和広君） 起立、礼。おはようございます。御着席ください。

○議長（牧野 真紀子君） ただいまから、令和元年第2回新宮町議会定例会を開会します。

10番、横大路政之議員より、本定例会の欠席届が提出されておりますので御報告いたします。

それでは、配付の日程表により直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（牧野 真紀子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、3番、末吉富美徳議員、4番、濱田幸議員、事故に備えて5番、上畝地白馬議員を指名いたします。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（牧野 真紀子君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月11日までの9日間といたしたいと思
います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月11日までの9
日間と決定いたしました。

会期中の日程は、別に配付いたしております定例会会期日程表のとおりですので、議員並びに
執行部の御協力をお願いいたします。

議案の審議に入ります前に、招集されました町長にあいさつをお願いいたします。

町長。

○町長（長崎 武利君） 皆様、おはようございます。本日ここに多数の議員の皆様の御出席を
いただき、町議会の新たな体制のもとに、6月定例会が開催されますことに厚く御礼を申し上げま
す。

私も4月の町長選挙におきまして、無投票という形ではございましたが、町民の信任を受ける
ことができたと思っております。

これまでに町民の皆様から御指摘いただいたことを踏まえながら、これからの4年間の町政運
営の方向性を所信表明という形で述べさせていただきたいと思います。

まず、基本的な町政の方針といたしましては、令和2年度までの第5次新宮町総合計画の仕上
げとして、その基本理念であります人にやさしいまちづくり、環境共生のまちづくり、協働で拓
くまちづくりを実践していきたいと考えております。

また、20年、30年先を見据え、人口減少、超高齢社会においても新宮町がさらに進化する
まちであり続けるためのまちづくりを第6次新宮町総合計画という形で、町民の皆様にお示しし
ながら、その実現に向けて邁進してまいります。

これは4年前にも私が描くイメージとして申し上げたことでございますが、豊かな自然を相容
れながら山海の幸を味わい、その中で郷土愛を育み、互いに助け合う、そのような町が理想では
ないかという気持ちは、今も変わりのないところでございます。

安心な暮らし、居心地のよさを実感できる新宮町にしていくことが、第5次新宮町総合計画の
基本理念であると思っております。

また令和2年は、旧新宮町と立花村が合併をいたしまして、65年の節目の年に当たります。

立花小学校区の住民の皆様からは、東部振興を進めてほしい。東部地区が取り残されているような気がするといった御意見を頂戴いたしております。

また、相島も人口減少と高齢化が進んでおり、コミュニティの衰退を危惧しておるところでございます。

地域の住民の皆様と行政とが共同で地域振興に取り組んだ結果として、町内外から多くの方が東部地区や相島を訪れ、交流が活発になったように感じておりますが、今後は地域の魅力を発信しながら、移住、定住につながるような施策等を推進し支援したいと考えています。

次に、現在の地方自治を取り巻く環境について何点か特徴的なことを述べさせていただきます。

まず第1点目といたしまして、本町では現在も人口は増加している状況であり、平成31年4月末現在で3万2,996人となっておりますが、全国的には人口減少が始まっております。

地方公共団体の約半数が消滅の可能性があるというようなショッキングなお話もございます。

国において地方創生が掲げられ、本町も新宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しておりますが、この総合戦略が令和元年度までとなっており、今後、第2次地方創生総合戦略の策定要請が国からなされるものと思われまます。

新宮町にもいずれは人口減少の波が押し寄せてくることは、以前から申し上げておりますが、これからの行政は、人口減少も視野に入れた行財政運営の必要性がさらに高まってくるものと思慮いたしております。

次に、国の制度改正や社会情勢の変化に伴う業務が増えたことによって、本来の地方の自治業務や財政に大きな影響を与えていることがございます。

本年10月の消費税率の引き上げ、幼児教育保育の無償化のさまざまな制度改正のほかにも急速に普及している人工知能の活用や高齢者雇用、女性の社会参画、外国人労働者の受け入れなど雇用、労働環境も変化しており、社会の制度も大きな変革の時代に入ってきています。

本町も住民の皆様が混乱することがないように、しっかりとした対応が求められます。

最後の3点目といたしまして、地方を取り巻く財政上の課題があります。

本町におきましては、昨年度、新宮東中学校の建設とその周辺の通学路整備などを実施しましたが、公立学校施設整備費負担金や社会資本整備総合交付金など、国からの財源が十分に措置されていない状況ではございましたが、ふるさと納税が大幅に伸びたため、地方債を減額し、必要な自主財源を確保したところでございます。

また、国は膨張する福祉予算の財源として、消費税率を10パーセントに引き上げることにしていますが、その一部を幼児教育、保育の無償化や待機児童対策など少子化対策としての子ども子育て支援の充実を図っています。

さらに、本町では幸いにも大きな災害は発生しておりませんが、熊本地震や九州北部豪雨、西

日本豪雨などの大規模自然災害に対しまして起こり得る事態として、被災地から学び、常日頃から災害に対する備えを整えるべきものと考えています。

このような状況のもと、これからはその対応によっては、存続の危機に陥る市町村とその町が持つ魅力を生かし、発展し続ける市町村に二極化し、大きな差が生じてくると考えております。

行政のかじ取りの難しさとともに、その責任の重大さを痛感しているところでございます。

私が選挙において、さらに進化するまち新宮をつくっていきたくないと訴えてきたことも、こうした考えによるものでございます。

第5次新宮町総合計画期間中でのこれからのまちづくりとして、安心して快適な暮らしづくり、元気な高齢者が活躍できる環境づくり、住民が活躍し、交流できる仕組みの推進という3点について、その具体的な内容を御説明したいと思います。

まず、安心して快適な暮らしづくりについてでございますが、本町の中心市街地周辺の発展とにぎわいは、予想を上回るものであります。

新宮北小学校の整備にあわせて、周辺の歩道設置や雨水排水などの生活環境整備を行ってまいりました。

新宮東中学校についても、この地域が本町の地理上の中心に位置することから、学校建設と並行して防災活動拠点施設のふれあいの丘公園を整備しているところでございます。

この防災活動拠点を活用し、防災訓練や地域単位の防災組織化を進め、安全安心のまちづくりの推進を図るとともに、平時においては、広く町民の皆様に運動、交流施設として活用していただくとともに、町を挙げてのイベントなどにも活用していきたいと考えています。

次に、元気な高齢者が活躍できる環境づくりについてでございますが、先ほど申し上げましたふれあいの丘公園内に高齢者が活躍でき、多世代と交流できる交流施設を整備するとともに、福祉センターの改修を含めた機能の充実に努めてまいります。

3点目の住民が活躍し交流できる仕組みの推進についてでございますが、相島では春フェスタ、的野ではサンライズフェスティバル、立花口では竹灯籠まつりなど、地域の方々が中心となって活動をされているイベントに町内外から多くの人々が訪れ、にぎわいが生まれています。

地域の魅力を生かした文化、歴史、スポーツの交流事業など、住民が活躍する事業等を推進し支援してまいります。

本町では、平成27年度に新宮町の人口ビジョンとその人口ビジョンに基づきます新宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。

これは2060年までの人口の将来展望を定めて、その人口を確保するために雇用の創出、定住促進、結婚、出産、子育て支援、安心な暮らしができる地域づくりなどについての5カ年計画を策定したもので、令和元年度までの計画でございます。

また、第5次新宮町総合計画は令和2年度までの計画であり、どちらの計画も次期計画の策定を検討する時期となっております。

さらには観光振興の担当窓口として、おもてなし協会を設立し、地域資源や魅力を活用した体験、交流事業など、地域振興につながる事業も展開をしており、平成28年から取り組んでいますふるさと納税の返礼品事業では、町の財源確保とともに、一次及び二次産業の生産者や企業の収益増にも貢献するなど、産業振興にも寄与しています。

このような取り組みの効果を検証するとともに、アンケート調査などを踏まえ、20年、30年先の人口減少、超高齢社会を見据えた上で、第6次新宮町総合計画及び第2次新宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略という形でお示ししたいと考えています。

まちづくりは、地域振興の面からも取り組んでいく必要があります。

東部地域の振興には、道路網の整備が大事だと考えています。

県道筑紫野古賀線の拡幅が完了し、県道山田新宮線の歩道整備も進んでおりますが、長年の懸案事項であり、本町の縦の幹線道路である都市計画道路、三代的野線に関しては進んでおりません。

全線の整備は難しいといたしましても、事業計画の変更なども視野に入れながら、できることから着手していかなければなりません。

現在取り組んでおります三代地区の市街化区域編入を前提とした三代地区土地区画整備事業においても、この区画整備事業の早期実現を進めるとともに、三代的野線の整備も進めていきたいと考えております。

また、的野地区と寺浦地区の地域振興にもつながる町道、的野寺浦線の拡幅整備も進めてまいります。

さらに、議会から提案されましたスマートインターチェンジに関しましては、事業化に向けての研究、検討を引き続き行ってまいります。

このような構想のほか、公共下水道事業につきましても、平成29年度に特別会計を打ち切り、平成30年度から公営企業会計としておりますが、緑ヶ浜地区の整備完了に目処がついてまいりましたので、国の交付金の配分にもよりますが、3号線以東の三代地区等の面整備を進めていく予定にいたしております。

それに伴い、中央浄化センターの増池工事や東部地区の下水道計画検討が必要となってまいります。

最後に、子育て支援についてでございます。

冒頭に申し上げましたとおり、国の交付金や負担金の動向が不透明な状況にある中、新宮北小学校、新宮東中学校の建設、町立の幼小・中学校におけますエアコンの設置やトイレの改修、さ

らには中学校における給食の開始などを行ってまいりました。

また、小中学校の特別教室棟の空調機設置、立花小学校のトイレ改修も交付金を活用し進められる状況となっておりますが、ほかの公共施設と同様に、教育施設においても新設から相当な年数が経過している建物も多く、長寿命化計画に基づいた補修、大規模改修や機能の統合などを検討、決断をしていきたいと思っております。

今や新宮町の人口は3万3,000人に迫っております。

今後もしばらくは増加するものと思われれます。

前述いたしましたこれから4年間に組み込まなければならない事務事業のほかにも、平成から令和となり時代の移り変わりはさらに早まり、その中で新たに発生する行政課題を想定し、対応するための行財政運営の見直しが必要になっております。

行政事務の効率化及び組織機能の向上を進めることはもちろんとして、住民との協働を含めても、現在の職員数では限界があると強く感じております。

全般的な見地から、職員の定員適正化について検討していきたいと考えています。

最後になりますが、新宮町は自他共に認める発展する町でございます。

人口減少時代を迎えた厳しい社会情勢の中でも新宮町はこれからも輝き続け、さらに進化するまちでありたいと思いますので、今後とも議会の皆様、町民の皆様の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げ所信表明とさせていただきます。

それでは、本日提案いたしております議案でございますが、専決処分の報告8件、条例の制定及び一部改正8件、令和元年度補正予算8件、計24議案、諸報告6件となっております。

なお、最終日には追加議案を予定しております。

よろしく御審議いただきまして、御議決くださいますようお願いをいたしまして、私の招集に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（牧野 真紀子君） これより、議案の審議に入ります。

日程第3. 第41号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第3、第41号議案、専決処分について（新宮町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

議案の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（高橋 忠久君） おはようございます。第41号議案、専決処分について、新宮町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを平成31年3月29日付けで専決処分したので報告し、承認を求めるものでございます。

理由については記載のとおりです。

今回の主な改正点は、車体課税の見直しで軽自動車の自動車取得税が軽自動車税環境性能割という名目で導入されることや消費税の税率改定に伴う住宅借入金特別控除の期間が10年間から13年間になる等です。

次のページに専決処分をつけております。

次の1ページから12ページまでは改正条文で、13ページ以降は新旧対照表となっております。

主な改正点を参考資料の新旧対照表で説明いたします。13ページをお願いします。

第34条の7、寄附金税額控除は寄附金という名称を特例控除対象寄附金と読み替えるもの等です。

同じく附則第7条の3の2は、住宅借入金特別控除に係る控除期間の拡充についての改正です。14ページをお願いします。

第7条の4、寄附金税額控除における特例控除額の特例は項ずれによる改正です。

同じく14ページ下段の第9条、個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等から、次ページの15ページにかけては、地方団体に対する寄附金を特例控除対象寄附金とすることや地方団体の長を都道府県知事と読み替えるもの等で、ふるさと納税についての法改正です。

16ページをお願いします。

附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合から次ページの17ページにかけては、津波対策に供する施設や風力、水力、地熱発電設備等の固定資産税償却資産の税額の条項が入っていなかったことや条例の項ずれ等もあり、全部改正をしております。

18ページをお願いします。

附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の税額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告から次ページの19ページにかけては項ずれによる改正です。

20ページをお願いします。

附則第10条の4、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとするものがすべき申告等から21ページにかけては、熊本地震に被災した方についての固定資産税の特例ですが、当町には今のところ該当者はいません。

22ページをお願いします。

第16条軽自動車税の税率の特例から24ページにかけては軽自動車のグリーン化特例について、電気自動車、天然ガス自動車等、ハイブリット車、ガソリン車の3段階についての税率の特例についての改正です。

23ページをお願いします。

三輪以上の軽自動車に対して、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成30年度分の軽自動車税に限り、また当該自動車が平成30年4月1日から31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成31年度分の軽自動車税に限り、表のとおり税率を軽減した金額となるものです。

23ページ下段から次の24ページ上段までの表をご覧ください。

表中の第2号アは三輪以上の軽自動車という意味です。

金額の左欄、3,900円の種別は三輪自動車の金額、下の6,900円は四輪乗用自動車の営業用の金額、下の1万800円は四輪乗用自動車の自家用の金額、次ページの3,800円は四輪貨物自動車の営業用の金額、その下の5,000円は四輪貨物自動車の自家用を標準税率の金額となっております。

前の23ページに戻りまして、表中、右欄の1,000円から次ページの1,300円は電気自動車、天然ガス自動車等で、おおむね75%軽減した金額となり、種別は先ほどの左欄と同様です。

24ページ中段の表も種別と左側金額は同じで、右欄の2,000円から2,500円の枠はハイブリット車、ガソリン車等で、燃費基準が2020年度基準プラス30パーセント達成車等で、おおむね50パーセント軽減した金額となります。

同じく24ページ下段の表も、種別と左段金額は同じで、右欄の3,000円から次ページ上段の3,800円の枠はハイブリット車、ガソリン車等で燃費基準が2020年度基準プラス10パーセント達成車等でおおむね25パーセント軽減した金額となっております。

同じく25ページ。

第16条の2、軽自動車税の賦課徴収の特例は項ずれによる改正です。

次の附則第22条、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとするものがすべき申告等は、仮換地等を特定仮換地等に読み替える等の法規定整備による字句改正です。

26ページをお願いします。

第36条の2、町民税の申告は申告書記載事項の簡素化等の法律改正です。

同じく26ページ、第36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書と次の第36条の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書から次ページの27ページにかけては、単身児童扶養者の扶養親族申告書記載事項への追加等の改正です。

28ページをお願いします。

第36条の4町民税に係る不申告に関する過料は、法規定整備による字句改正です。

同じく28ページ、第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税は電気自動車、天然ガス車とハイブリッド車、ガソリン車等の一部のグリーン化特例対象車について、今年の10月1日

から来年の9月30日までに取得した自家用乗用車について、環境性能割を課さないというものです。

同じく第15条の2の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例は、町税である軽自動車税の環境性能割を県知事が当分の間、賦課徴収するというものです。

これは別途交付金として町には入ってきます。

29ページをお願いします。

第16条の6、軽自動車税の環境割の税率の特例は、今年の10月1日から来年の19月30日までに取得した自家用乗用車について、環境性能割を100分の2から100分の1とするものです。

同じく、第16条軽自動車税の種別割の税率の特例は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に、初回車両番号指定を受けた場合には、平成30年度分の軽自動車税の種別割に限り、また、当該自動車は平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、表のとおり税率を軽減した金額となるものです。

なお、平成31年3月29日に専決処分したものですので、元号は平成とさせていただきます。

次の30ページの表をご覧ください。

第2号ア（イ）は三輪自動車、第2号ア（ウ）aは四輪乗用自動車で、上段6,900円は営業用、下段1万800円は自家用です。

第2号、ア（ウ）bは四輪貨物自動車で、上段3,800円は営業用、下段5,000円は自家用です。

左欄の金額の3,900円から最下段5,000円の枠は標準税率に伴う金額で、右欄の1,000円から最下段1,300円の枠は電気自動車、天然ガス自動車等でおおむね75パーセント軽減の金額となり、種別は先ほどの左欄と同じものです。

下段の表も種別と左側金額は同じで、右欄の2,000円から2,500円の枠はハイブリット車、ガソリン車等で燃費基準が2020年の基準プラス30パーセント達成車等で、おおむね50パーセント軽減の金額となっています。

次ページの31ページの表も種別と左側金額は同じで、右欄の3,000円から3,800円の枠はハイブリット車、ガソリン車等で燃費基準が2020年度基準プラス10パーセント達成車等で、おおむね25パーセント軽減した金額となっています。

同じく31ページの16条の2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例から、次ページの32ページにかけては、先ほどの表の軽減規定の適用を受けたが、偽り、その他不正の手段があった

場合は、その差額分に対して100分の10の割合を加算する等の改正です。

33ページをお願いします。

第24条、個人の町民税の非課税の範囲は、第1項第2号に単身児童扶養者を加えるものです。

同じく、附則第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例の第5項は、平成33年度に初回車両番号の指定を受けた場合については、先ほどの表の種別割軽減特例を受けるものであることの改正です。

34ページをお願いします。

同じく、附則第16条の2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例は項ずれによるものです。

35ページをお願いします。

第15条の6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例は規定の整備による字句の追加です。

36ページから38ページにかけては、資本金1億円を超える法人、いわゆる大法人に対する申告書の電子情報処理組織による、提出義務の創設に伴う申告書等の提出方法の柔軟化及び電気通信回線の故障、災害、その他の理由により、電子情報処理組織を使用することが困難な場合の措置についての規定を追加したことによる法改正です。

電子情報処理組織とは国税庁の使用にかかる、入出力装置を含む電子計算機とその申告をする内国法人の使用に係る電子計算機等を電気通信回線で接続したものを言います。

また、内国法人とは国内に本店、事務所等を持っている法人のことを言います。

38ページをお願いします。

附則は次ページの39ページにかけて法規定整備による字句改正です。

施行の時期につきましては、原則平成31年4月1日施行ですが、軽自動車環境性能割と住宅借入金特別控除等については、消費税の税率改定に合わせた10月1日施行です。

なお、改正条文は割愛とさせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第41号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第41号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第4. 第42号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第4、第42号議案、専決処分について、新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（大原 稲子君） 第42号議案、専決処分について、新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

平成31年3月29日付けで専決処分しましたので報告し、承認を求めるものでございます。

理由としましては、記載のとおりです。

次のページに専決処分書を添付しております。

1ページをお願いいたします。

新宮町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書き中、58万円を61万円に改める。

第23条中58万円を61万円に改め、同条第2号中、27万5,000円を28万円に改め、同条第3号中50万円を51万円に改めるものです。

附則としまして、施行期日、第1条、この条例は平成31年4月1日から施行する。

適用区分、第2条、この条例による改正後の新宮町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものです。

2ページ、3ページに改正の新旧対照表を添付しております。

4ページをお願いいたします。

こちらの参考資料2で改正内容の説明をいたします。

第2条につきましては、保険税限度額の変更で、基礎課税額58万円を61万円にすることで、国民健康保険税の限度額を93万円から96万円に改正するものです。

次に、第23条につきましては、低所得者に係る保険税軽減の変更として、5割軽減の算定をする際の額、27万5,000円を28万円に、2割軽減の算定をする際の額、50万円を51万円にそれぞれ改正するもので、このことにより軽減対象世帯の拡充を図るものです。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第42号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第42号議案は原案のとおり承認することに決しま

した。

日程第5. 第43号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第5、第43号議案、専決処分について、平成30年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（大原 稲子君） 第43号議案、専決処分について、平成30年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について、平成31年3月31日付けで専決処分しましたので報告し、承認を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、平成30年度の国民健康保険税等が確定したことにより、平成30年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

次のページに専決処分書を添付しております。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,130万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億6,092万3,000円とするものでございます。

歳出の主なものから説明いたします。

14、15ページをお願いいたします。

2款保険給付費1項療養諸費、2項高額療養費、16、17ページをお願いいたします。

3項移送費、5項葬祭諸費につきましては、それぞれの給付実績が見込み額より少なかったため減額したものです。

特定財源につきまして、目ごとに説明いたします。

戻りまして、14、15ページをお願いいたします。

2款1項1目一般被保険者療養給付費につきましては、特定財源といたしまして、県支出金3款1項1目普通交付金、マイナス1,739万1,000円。

2目退職被保険者療養給付費につきましては、同じく3款1項1目普通交付金マイナス515万3,000円、3目一般被保険者療養費につきましても、同じく3款1項1目普通交付金でマイナス316万2,000円。

4目退職被保険者療養費につきまして、同じく特定財源は、3款1項1目普通交付金でマイナス15万2,000円を充てるものです。

2項1目一般被保険者高額療養費につきましては、同じく3款1項1目普通交付金233万9,

000円を充てるものです。

16、17ページをお願いいたします。

2目退職被保険者高額療養費につきましては、特定財源、3款1項1目普通交付金、マイナス33万1,000円。

3目一般被保険者高額介護合算療養費につきましては、同じく普通交付金、マイナス7万7,000円を充てるものです。

3項移送費、一般被保険者移送費、退職被保険者移送費につきまして、同じく特定財源は3款1項1目普通交付金をそれぞれマイナス3万円充てるものです。

18、19ページをお願いいたします。

3款国民健康保険事業費納付金、1目一般被保険者医療給付費分につきましては、財源更正となっております。

特定財源につきましては、3款1項1目特別交付金のマイナス227万8,000円です。

2目退職被保険者等医療給付分につきましても同じく財源更正となっております。

特別交付金のマイナス7,000円を充てるものです。

2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分につきましても、財源更正としまして、特定財源、特別交付金のマイナス73万6,000円です。

2目の退職被保険者等後期高齢者支援金等分これも同じく財源更正で、特定財源としまして、特別交付金マイナス2,000円を充てるものです。

3項介護納付金分、1目介護納付金分につきましても、財源更正で、特定財源につきまして、同じく特別交付金マイナス24万6,000円を充てるものです。

20、21ページをお願いいたします。

5款1項1目特定健康診査等事業費につきましては、8節報償費、13節委託料は執行残によるものです。

特定財源としまして、3款1項1目特別交付金100万1,000円を充てるものです。

2項保健事業費は財源更正で特定財源としまして、3款1項1目特別交付金3万2,000円を充てるものです。

続きまして歳入の説明をいたします。

8、9ページをお願いいたします。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税及び2目退職被保険者等国民健康保険税につきましては、それぞれ被保険者の異動等による増減となっております。

3款県支出金1目保険給付費等交付金は、交付金の額確定による減額です。

4款繰入金1目一般会計繰入金につきましては、収支の調整による減額となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第43号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第43号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第6. 第44号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第6、第44号議案、専決処分について、平成30年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（大原 稲子君） 第44号議案、専決処分について、平成30年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について、平成31年3月31日付けで専決処分しましたので報告し、承認を求めるものでございます。

次のページに専決処分書を添付しております。

提案理由といたしまして、平成30年度の後期高齢者医療保険料が確定したことなどのため、平成30年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次のページに専決処分書を添付しております。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ160万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1,348万8,000円とするものでございます。

歳出のほうから説明させていただきます。

10、11ページをお願いします。

1款1項1目一般管理費につきましては、12節役務費の郵便料金は執行残を減額しております。

2項徴収費1目徴収費12節役務費につきましても、郵便料金の執行残を減額しております。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節負担金補助及び交付金につきましては、広域連合納付金の額の確定により減額するものです。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

8、9ページをお願いいたします。

1款1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料及び2目普通徴収保険料につきましては、被保険者の異動等による増減となっております。

4款繰入金1目一般会計繰入金につきましては、収支の調整により減額となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第44号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第44号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第7. 第45号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第7、第45号議案、専決処分について、平成30年度新宮町相島診療上事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 望美君） 第45号議案、専決処分について、平成30年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について、平成31年3月31日付けで専決処分いたしましたので、ここに報告し、承認を求めますのでございます。

まず、最初に歳出から説明をいたします。

10、11ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費、こちらは財源更正でございます。

2款1項2目医療用衛生材料費、11節需用費、医薬材料費につきましては、執行残による減額でございます。

続きまして歳入の説明をいたします。

戻りまして8、9ページをお願いします。

1款1項1目総務使用料の1節診療報酬、12節診療報酬外使用料は、その額が確定したことによるもので、合わせて75万5,000円の減額となっております。

1款2項1目総務手数料、1節諸証明手数料につきましても額確定による3万9,000円の減でございます。

続きまして、2款1項1目診療所運営費補助金につきましては、交付額決定によるもので、27万4,000円の増額となっております。

説明は以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第45号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第45号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第8. 第46号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第8、第46号議案、専決処分について、平成30年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（本田 陽一郎君） 第46号議案、専決処分について御説明いたします。

平成30年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について、平成31年3月31日付けで専決処分しましたので報告し、承認を求めるものでございます。

次のページに専決処分書を添付しております。

12ページ、13ページをお願いいたします。

歳出から御説明いたします。

1款1項1目事業費の968万円の減の主なもの、7節賃金を390万円、11節需用費を117万4,000円、13節委託料258万8,000円、合計766万2,000円の減は、海水淡水化装置導入に伴う関連経費の執行残でございます。

15節の工事請負費は、貯水池止水工事などの執行残を減額するものでございます。

特定財源ですが、地方債110万円の減は、事業費の確定により減額しております。

これに充てます財源としまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入の主なもの、4款1項1目の一般会計繰入金の減は、収支調整で886万円を減額しております。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第46号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第46号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第9. 第47号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第9、第47号議案、専決処分について、平成30年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（本田 陽一郎君） 第47号議案、専決処分について御説明いたします。

平成30年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正補正予算について、平成31年3月31日付けで専決処分しましたので報告し、承認を求めるものでございます。

次のページに専決処分書を添付しております。

10、11ページをお願いいたします。

歳出から御説明いたします。

1款1項1目排水施設管理費の56万3,000円の主な減は、15節工事請負費の排水施設工事費の執行残を減額するものでございます。

これに充てます財源としまして、8ページ、9ページ目をお願いいたします。

歳入2款1項1目の一般会計繰入金は収支調整で51万4,000円を減額しております。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第47号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第47号議案は原案のとおり承認することに決しました。

これより10時45分まで休憩いたします。

午前10時31分休憩

.....
午前10時43分再開

○議長（牧野 真紀子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10. 第48号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第10、第48号議案、専決処分について、平成30年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。政策経営課長。

○政策経営課長（阿部 宏紀君） 第48号議案、専決処分について、平成30年度新宮町一般会計補正予算について、平成31年3月31日付けで専決処分したので報告し、承認を求めるものでございます。

理由といたしましては記載のとおりでございます。

次ページに専決処分書を添付しております。

1ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億5,337万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140億1,680万3,000円とするものでございます。

第2条繰越明許費の補正、第3条地方債の補正につきましては、6ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正は追加で、10款3項中学校費の新設中学校建設事業を計上しています。

これは新設中学校建設事業用地買収の進捗に伴い、年度内執行額に変動が生じたために補正するものでございます。

第3表、地方債補正は、五つの事業を計上しておりますが、これらはいずれも事業費の確定に伴い、起債の限度額を減額変更するもので、補正前及び補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

それでは、歳出予算の説明をいたしますが、歳入歳出予算につきましては、そのほとんどが事業費の確定などに伴います減額補正、国県支出金などの確定に伴います財源更正となっておりますので、これらの説明につきましては省略させていただきます。

36、37ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費のふるさと納税事業委託料9,000万円の減額につきましては、ふるさと寄附金の確定と、これに伴う年度内ふるさと納税事業委託料の確定によるものでございます。

12目コミュニティバス管理費216万9,000円は、コミュニティバス運行実績に伴い計上するものでございます。

飛びまして、歳出の最後の54、55ページをお願いいたします。

13款3項基金費でございます。

1目減債基金費、2目財政調整基金費、3目災害対策基金費につきましては、いずれも利子積立金を、4目ふるさと応援基金費は、利子積立金と追加の基金積立金を計上するものでございます。

次に、歳入予算の主なものについて説明いたします。

なお、国庫支出金、県支出金及び地方譲与税などにつきましては、金額の確定に伴う補正となっておりますので、説明は省略させていただきます。

10ページ、11ページをお願いします。

1款町税は、実績見込みに基づきまして、1項1目個人町民税8,705万2,000円。

2目法人町民税、1,041万3,000円、2項1目固定資産税1億4,281万5,000円。

3項1目軽自動車税544万6,000円。

4項1目たばこ税1,158万7,000円を増額しています。

30ページ、31ページをお願いします。

16款1項1目財産貸付収入133万6,000円を増額は、工事に伴い業者に貸し付けたものなど13件分です。

2項1目不動産売払収入109万7,000円を増額は、新宮東2丁目及び立花口の普通財産の土地売払収入を計上しております。

17款1項1目一般寄附金につきましては、一般寄附金として1,555万5,000円を増額、ふるさと寄附金1,100万円の増額でございます。

18款2項2目財政調整基金繰入金につきましては、町税の増、地方譲与税及び各種交付金などの確定額を予算化したことにより減額し、6億2,915万2,000円を基金に積み戻しております。

説明は以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） それでは、36ページの歳出全般について質疑を許可いたします。
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） それでは、10ページの歳入全般について、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） それでは質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第48号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第48号議案は原案のとおり承認することに決定し

ました。

日程第11. 第49号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第11、第49号議案、新宮町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。環境課長。

○環境課長（安河内 正路君） 第49号議案、新宮町森林環境譲与税基金条例の制定について説明いたします。

提案理由は記載のとおりでございます。

まず、この基金条例制定の根拠となる森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律について、別紙説明用資料を用いて説明させていただきます。

説明用資料をご覧ください。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の趣旨についてですが、この法律は森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、町などが実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、森林環境税について必要な事項を定め、その収入額を森林環境譲与税として町などに譲与するとなっております、使途が法令上明確に限定されております。

次に、基金設置の必要性ですが、森林環境譲与税は使途が法令上限定されている目的財源であり、毎年度の譲与額や不用額を一般財源と区別し、経理することが適当であるため、基金を設置した上で管理を行うものとし、今回、基金設置の条例を議案として上程させていただいております。

次に、新宮町の令和元年度の譲与額ですが、これは福岡県の試算額として143万9,000円となっております、9月と3月に半額ずつ譲与される見込みです。

次に、譲与税の使途ですが、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の第34条において、森林の整備等に関する事業に限定されております。

ただし、事業対象となる森林は私有林のみでございます。

なお、事業実施に際しては、福岡県が作成しましたガイドラインに沿って行う必要があり、資料に記した①から⑥の事業が例示されております。

本町において実施する事業については、ガイドラインの例示を参考に福岡県と協議を行い、事業内容が決まり次第、できれば9月議会に歳出予算を上程させていただく予定です。

ここで議案に戻りたいと思います。

1ページをお願いいたします。

新宮町森林環境譲与税基金条例、第1条で基金の設置について、第2条で基金として積み立て

る額は譲与される額としております。

第3条で基金の管理について、第4条で基金の運用から生じる収益の処理について、第5条で繰替運用について、第6条で基金の処分について、2ページに移りますが、第7条で委任について規定しております。

附則といたしましては、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

はい、北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい、お尋ねしたいと思います。

今回の基金条例の上程ですけれども、具体的な施策とかいうのは今日いただいた資料にございまして、その件については割愛をさせていただきますけれども、要は譲与税が今後どういうふうに推移していくのか。

平成36年から森林環境税というのが、また、創設されて変わってくると思うんですが、この譲与税の推移がどういうふうになるのかっていうのが1点。

それと、そもそも基金条例自体は3月か、それ以前からちょっとわかりませんが、ちょっと制定をしとくべきじゃなかったのかなというのが、私、疑問として残るんですけども、その点の見解をお尋ねします。

○議長（牧野 真紀子君） はい、環境課長。

○環境課長（安河内 正路君） はい。お答えいたします。

まず最初の譲与税の今後の推移についてでございますが、福岡県のほうから試算がきております。

平成で申し上げますが、平成31年から33年は149万3,000円、先ほど説明した額でございます。

平成34年から平成36年、これにつきましては215万9,000円。

平成37年から40年が305万8,000円。

平成41年から44年、これが395万3,000円。

平成45年以降、これはもう毎年同じ金額になりますが、485万7,000円という試算をいただいております。

先ほど申し上げたようにこれは福岡県の現在のところの試算でございます。

それと基金条例を6月じゃなくて、3月にあげなかった理由なんです、森林環境譲与税の法律が3月の通常国会で審議されておりました、3月29日に成立しております、新宮町の3月議会の後に成立しているような状況でしたので、福岡県庁のほうともだいぶお話したんですが、

県内6月に制定しようかという話で大体統一されております。

それで、3月に条例されている所はなかったのかということなのですが、それは一つの町であったということは聞いております。

今回の6月議会に上程させていただいた理由は、このとおりでございます。

○議長（牧野 真紀子君） はい、北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。推移についてはわかりました。

なぜ、基金条例を3月というか今回前に制定しないといけないかっていうのは、今回も後でやりますけど一般会計の補正予算が上がってますよね。

その中で、これはまた後で質問しますけども、ちょっと何かいびつな形かなと私は思うんですが、ほかの県外の市町村を見ても、事前に基金条例を制定しているというところもあるので、3月29日に国会のほうを通ったということですけども、閣議決定とかは2月8日にやってますよね。だから、できないこともなかったのかなっていうふうに思ったんで、ちょっと質問させていただいたんですが、県内は1件を除いてすべて6月についていうことでよろしいですかね。

再度確認しますけど。

○議長（牧野 真紀子君） はい。環境課長。

○環境課長（安河内 正路君） はい、お答えいたします。この件につきましては、福岡県のほうと協議をさせていただいておりますけども、6月にみんな上げようかということになっておりましたが、一つの町だけ3月で記述されております。

はい、他が全部6月でございまして、ちなみに福岡市さんと那珂川市さんは今、役所の中で協議中ということで、6月にもあがらないというふうな状況であると聞いております。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい、ほかに。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） ここで質疑を打ち切り、第49号議案は文教生活常任委員会に付託したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 異議がないので、第49号議案は文教生活常任委員会に付託いたします。

上畝地委員長、よろしく願いいたします。

日程第12. 第50号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第12、第50号議案、新宮町職員の勤務時間及び休日休暇等に

関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第50号議案、新宮町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明をさせていただきます。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

1ページをお願いいたします。

改正の内容につきましては第5条に1項を加えまして、第5条第3項といたしまして、前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関して必要な事項は規則で定めるとの規定を追加するものでございまして、この趣旨につきましては、必要な事項ということで、こちらについては時間外勤務の命令を行うことができる上限の定めなどを今後規則で定めていくためのこの規定を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和元年7月1日から施行することとしております。

2ページに参考資料といたしまして新旧対照表をつけておりますので、御参照ください。

以上で、説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第50号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第50号議案は原案のとおり可決されました。

日程第13. 第51号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第13、第51号議案、新宮町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長（桐島 光昭君） 第51号議案、新宮町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回の条例改正の主な理由は、都市緑地法の一部を改正する法律の施行によって、建築基準法の一部が改正されたことによりまして、当該法律から本条例に引用している条項番号の変更によるもの及び本町を包含する福岡広域都市計画区域に係る福岡都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更により、都市計画道路や都市計画公園等の施設番号が変更になったことによるものでございます。

本町では現在、地区計画が16カ所設定されておりまして、そのうちの8カ所に、先ほど申しました事由により必要な改正を行うもので、今回の改正によりまして建築物等に係る制限の内容が変わることはありません。

それでは、改正内容の説明をいたします。

参考資料の新旧対照表を用いて説明いたします。

なお、同じ理由による改正箇所が複数箇所ございますので、概略して説明いたします。

3ページをお願いいたします。新旧対照表です。

アンダーラインを引いている箇所が改正の箇所となります。

なお、それぞれの表の左端に地区整備計画区域の地区名、その右側に建築物に係る制限内容をそれぞれ記載しております。

改正内容といたしましては、表の真ん中ほど夜臼地区地区整備計画区域中（い）、建築してはならない建築物として、右側の改正前は身体障害者福祉ホームと記載していたものを左側の表のとおり、福祉ホームに改正するもの。

次に4ページをお願いいたします。

4ページの表の上段、右側の改正前、法別表第2（ぬ）項を左側の表のとおり、法別表第2（る）項に改正いたしますのは、建築基準法の改正によるものでございます。

同ページの表の下のほう、沖田地区地区整備計画区域中、都市計画道路3・4・9沖田公園通り線を都市計画道路3・4・3－9沖田公園通り線に改正するものは、福岡都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更によるものでございまして、7ページをお願いいたします。

7ページの表の下段、緑ヶ浜北地区整備計画区域中、建築基準法第53条第3項第2号を法第53条第3項第2号に改正するものなどは、表全体の記載に整合性を持たせるためでございます。

その他の改正箇所も、今申しました理由によるものでございます。

戻りまして、2ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものといたしております。

説明は以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第51号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第51号議案は原案のとおり可決されました。

日程第14. 第52号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第14、第52号議案、新宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤木 恵介君） 第52号議案、新宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

理由といたしましては、記載しておりますとおりでございます。

2ページをお願いいたします。

新旧対照表で御説明いたします。

改正前は第11条第3項で、放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものではないとしておりましたが、改正後は、この都道府県知事の次に「又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長」を加えるものでございます。

これは、いわゆる政令指定都市の長ということになります。

1ページをお願いします。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第52号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第52号議案は原案のとおり可決されました。

日程第15. 第53号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第15、第53号議案、新宮町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。環境課長。

○環境課長（安河内 正路君） 第53号議案、新宮町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

提案理由といたしまして、消費税法が一部改正され、令和元年10月1日から税率が引き上げになることに伴い、一般廃棄物処理手数料について受益者負担の適正化を図るため、本条例の一

部を改正するもので、議会の議決を求めるものです。

1 ページをお願いします。

新宮町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

1 ページに改正する別表1を、2 ページに改正する別表2を載せております。

また、参考資料として新旧対照表を3 ページと4 ページにつけておりますが、表全体を改めることとしているため、改正部分がやや見づらくなっておりますので、本日配付しております議案説明用資料を用いて説明させていただきます。

説明用資料をご覧ください。

この表の中で10種類の手数料について、現行と改正案の金額を記しております。

まず、資料上段の家庭系廃棄物(可燃系ごみ)のごみ処理用ポリ袋は3種類あり、改正案では1袋当たり(大)が3円、(小)が2円、(特小)が1円のアップとしております。

ごみ処理を行うために町が支払う経費として、ごみ袋の製作料金、ごみ袋の販売委託料金、ごみの収集運搬料金、そして古賀清掃工場の運営負担金がございます。

一方、歳入としては、ごみ処理手数料としてのポリ袋代金のみです。

これら歳入歳出の収支を見てみると、利用者、これは町民になりますが、利用者の負担割合は18.1パーセントとなっております。仮に、ごみ処理手数料としてのポリ袋代金を現行のまま据え置くとすれば、利用者の負担割合は18.1パーセントから17.4パーセントに下がることとなります。

この下がった分は、町で補てん、税金で補てんということになります。

現行の利用者負担割合をベースとして考えた場合、改正案の金額で、利用者の負担割合は18.3パーセントとなり、ほぼ現行と同程度の負担割合となりますので、この金額を改正案としております。

次に少し飛びますが、資料の1番下の段、事業系一般廃棄物。

これは事業所が排出する可燃系ごみになりますが、このごみ処理用のポリ袋について説明します。

事業系可燃ごみ処理用のポリ袋は2種類あり、改正案では1袋当たり(大)が5円、(小)が3円のアップとしております。

ごみ処理を行うために町が支払う経費として、ごみ袋の製作料金、ごみ袋の販売委託料金、そして古賀清掃工場の運営負担金がございます。

一方、歳入としては、ごみ処理手数料としてポリ袋代金のみです。

これらの歳入歳出の収支を見てみると、利用者、これは事業者になりますが、利用者の負担割

合は42.1パーセントとなっております。

仮に、ごみ処理手数料としてのポリ袋代金を現行のまま据え置くとすれば、利用者の負担割合は42.1パーセントから40.6パーセントに下がることとなります。

この負担が下がった分は町で補てん、税金で補てんということになります。

現行の利用者の負担割合をベースとして考えた場合、改正案の金額で利用者の負担割合は42.6パーセントとなり、ほぼ現行と同程度の負担割合となります。

この金額を改正案としております。

次に、説明用資料中段にあります家庭系廃棄物(不燃系ごみ)ですが、これは的野区にある不燃物処理場に持ち込む際の処理手数料でございます。

改正案では500キログラムまでは20円、1トン未満で50円、2トン未満で100円、2トン以上は500キログラム当たり20円のアップとしております。

これについては、年間に10数件程度、金額にすると1万円ぐらいの利用しかありません。

そのため、維持管理に必要な年間経費を考えると、利用者、これは町民になりますが、利用者の負担割合の考え方ではなく、ごみ袋の平均アップ率を基準に改正案としております。

最後になりますが、説明用資料中段にあります家庭系廃棄物(粗大ごみ)についてです。

これは、例えば家具やソファ、ベッドなどの粗大ごみ1個当たりの処理費用で、処理用シールを購入していただきまして、粗大ごみに張り付け収集運搬する形になります。

この処理用シールは、改正案では20円のアップとしております。

粗大ごみ処理を行うために町が支払う経費として、処理シールの製作料金、処理シールの販売委託料金、粗大ごみの収集運搬料金、そして古賀清掃工場の運営負担金がございます。

一方、歳入としては粗大ごみ処理手数料としてのシール販売代金のみです。

この歳入歳出の収支を見てみると、利用者、これは町民になりますが、利用者の負担割合は8.5パーセントとなっております。

この8.5パーセントの利用者負担割合は、家庭系可燃ごみ処理手数料、これポリ袋代金ですけども、その利用者負担割合18パーセントに比べ半分以下の低い負担割合になっています。

仮に粗大ごみ処理手数料としてのシール代金を現行のまま据え置くとすれば、利用者の負担割合は8.5パーセントから8.2パーセントに下がることになり、家庭系可燃ごみ処理手数料、ポリ袋代金の利用者負担割合との差がさらにひらくこととなります。

よって、利用者負担割合の8.5パーセントをベースとして考えるのではなく、家庭系可燃ごみ処理手数料ポリ袋代金のアップ率を基準として、改正案では処理シール1枚当たり20円アップとしております。

なお、シール1枚当たり520円とした場合、利用者負担割合は8.5パーセントから9.4パ

一セントになります。

ここで議案に戻ります。

議案の2ページをお願いします。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第53号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第53号議案は原案のとおり可決されました。

日程第16. 第54号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第16、第54号議案、相島災害時援助施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。地域協働課長。

○地域協働課長（笠井 与志則君） 第54号議案、相島災害時援助施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の改正について説明いたします。

改正の理由といたしましては、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられる予定であること及び町が管理する他の施設の使用料との整合性を図る必要があることから、相島災害時援助施設設置及び管理に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により町議会の議決を求めるものでございます。

では、新旧対照表を使って説明いたしますので、3ページをお開きください。

まず、13条の使用料について改正前はいわゆる内税方式を採用しておりましたが、それを外税方式にする趣旨でございまして、使用料に消費税及び地方消費税の税率を乗じた額を納付することとするものです。

その際10円未満は切り捨てとします。

次に、別表第1で使用料を定めていますが、改正前では使用料に光熱費を含める形で徴収するようにしておりましたが、町の他の施設同様に個別に計算して徴収するように改定するものでございます。

その際、消費税が平成9年4月1日に5パーセント、また26年に8パーセントになりましたけれども、この使用料の見直しを行っておりませんでしたので、改正前の使用料を5パーセントで

割り戻した金額を新使用料として設定させていただくものです。

別表第2の全額免除及び5割免除につきましては、町の施設の施設同様、光熱費を免除対象外とすることを定めております。

なお条例改正につきましては、1ページ、2ページにお示ししております。

2ページにお戻りください。

附則としまして、この条例は令和元年10月1日より施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

はい、北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。別表の中に改正後も改正前もですが、町外者の使用料が書いてあるんですけども、ちなみに町外者というのは、年間どれぐらい使われているのでしょうか。

○議長（牧野 真紀子君） はい、地域協働課長。

○地域協働課長（笠井 与志則君） お答えいたします。基本的には、相島区に指定管理制度をとらせていただいております。

その内容につきましては、ちょっと詳細ございませんので、後でお知らせ、お示しさせていただきます。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい。ほかに。

では、後で説明を受けるということにいたします。

ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） では、質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第54号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第54号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（牧野 真紀子君） 次に行きます前に、先ほどの第53号議案について訂正がございますので、担当課よりお願いいたします。

環境課長。

○環境課長（安河内 正路君） はい、申しわけございません。

先ほど私が第53号議案を説明させていただいたわけなんですけど、説明の最後で附則について誤って説明をしております。

先ほどの説明の中では、附則といたしましては、この条例は公布の日から施行すると申し上げましたが、これは間違っております。

改めます。附則として、この条例は令和元年10月1日から施行するでございました。
ここで訂正して、お詫び申し上げます。すいませんでした。

日程第17. 第55号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第17、第55号議案、新宮町公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長（桐島 光昭君） 第55号議案、新宮町公園条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回の条例改正の主な理由は、本年10月から予定されております消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、本条例第8条の5、有料公園施設の使用料、具体的には沖田中央公園の地域交流室に係る使用料についての改正でございます。

それでは、改正内容の説明をいたします。

参考資料の新旧対照表を用いて説明いたします。2ページをお願いいたします。

改正箇所にアンダーラインを引いております。

改正前は地域交流室1または2の使用料は、1時間当たり消費税相当額を含む額として使用料300円といたしておりましたが、今回の改正により1時間当たりの使用料を280円とし、あわせて備考3も改正し、表示の金額には消費税及び地方消費税は含まないものとし、また、税を加えた際の10円未満は切り捨てるものといたしております。

よって、今回の改正により、地域交流室の使用料は280円、改正後の税率を加えると308円となり、備考3のただし書きを適用し、結果的には300円というふうになります。

光熱費につきましては、税率を加え110円となるものでございます。

戻りまして、1ページをお願いいたします。

附則といたしまして、10月1日から施行するものといたしております。

説明は以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第55号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第55号議案は原案のとおり可決されました。

日程第18. 第56号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第18、第56号議案、新宮町福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 望美君） 第56号議案、新宮町福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

今回の改正は、本年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げになることに伴い、新宮町福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

それでは内容を説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

新宮町福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

これにつきましては、消費税を含む表示としていたものを税別の表示といたしたものでございます。

（1）部屋使用料、（2）風呂使用料、2ページ（4）設備使用料。

こちら3項目につきましては、消費税込みの表示から消費税別の表示とさせていただきます。

戻りまして1ページ（3）交流高圧電位治療器使用料。

こちらにつきましては、現在はお金で直接徴収いたしておりますが、今般機械を取り替えることとなっております、コイン投入型の機械に変更することから、こちらにつきましては消費税を含む表示のままとさせていただきます。

器具名につきましては、今までヘルストロンという名前を使っておりましたが、こちらは商品名であるということで、今回の改正にあわせまして器具名を交流高圧電位治療器というふうに変更をさせていただきます。

2ページをお願いいたします。

最後に備考といたしまして、上記1、2及び4の使用料にかかる消費税等額の計算につきましては、使用料の合計額に消費税率を乗じますが、10円未満に関しましては端数を切り捨てさせていただきます。

附則といたしまして、この条例は、令和元年10月1日から施行いたします。

参考資料といたしまして、3ページ、4ページに新旧対照表をつけておりますので御参照ください。

説明は以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第56号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第56号議案は原案のとおり可決されました。

日程第19. 第57号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第19、第57号議案、令和元年度新宮町渡船事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（竹上 健君） 第57号議案、令和元年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について、説明いたします。

歳出から説明いたします。10ページ、11ページをお願いします。

1款1項1目事務費ですが、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、19節負担金補助及び交付金につきましては、本年4月1日付け人事異動で渡船担当職員が変わったことによるものです。

1款2項1目事業費は、事務費で減額となった国県支出金148万5,000円をこちら2項事業費へ移す財源更正とするものです。

次に8ページ、9ページ。歳入を説明いたします。

4款1項1目一般会計繰入金につきましては、収支調整となります。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第57号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第57号議案は原案のとおり可決されました。

日程第20. 第58号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第20、第58号議案、令和元年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（大原 稲子君） 第58号議案、令和元年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について、御説明いたします。

1ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ328万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億9,754万7,000円とするものでございます。

歳出のほうから説明させていただきます。10、11ページをお願いします。

1款1項1目一般管理費につきましては、2節給料、3節職員手当、4節共済費及び19節負担金補助及び交付金の減額でございますが、本年4月1日付けの職員の人事異動によるものでございます。

特定財源につきましては、8、9ページをお願いします。

5款1項1目一般会計繰入金、2節職員給与費等繰入金、マイナス328万6,000円を充てるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第58号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第58号議案は原案のとおり可決されました。

日程第21. 第59号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第21、第59号議案、令和元年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（大原 稲子君） 第59号議案、令和元年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について御説明いたします。

1ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ135万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,550万2,000円とするものでござ

ざいます。

歳出のほうから説明させていただきます。10、11ページをお願いします。

1款1項1目一般管理費につきましては、2節給料、3節職員手当、4節共済費及び19節負担金補助及び交付金の減額でございますが、本年4月1日付けの職員の人事異動によるものでございます。

特定財源につきましては、8、9ページをお願いします。

5款1項1目一般会計繰入金、2節職員給与費等繰入金、マイナス135万9,000円を充てるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第59号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第59号議案は原案のとおり可決されました。

日程第22. 第60号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第22、第60号議案、令和元年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 望美君） 第60号議案、令和元年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について、御説明いたします。

最初に歳出から説明をいたします。10、11ページをご覧ください。

今回の補正は、本年4月、福岡県からの派遣医師が交代したことによるものが主なものとなっております。

1款1項1目一般管理費、4節共済費が1万1,000円の増、9節旅費は医師交代に伴う移転料で11万円の増額となっております。

11節需用費のうち食糧費は、医師交代に係る歓送迎会諸費で7万円の増、同じく修繕料は、医師交代のときに行いました官舎のクリーニング時に状況が不良である部分が見つかりまして、カーテンレールやドアノブ等の修理を行ったことによりまして、修繕料が当初考えていたよりも不足したことによる5万円の増額となっております。

14節使用料及び賃借料の船舶借上料は、医師交代に係る歓送迎会時のためのもので1万円の

増額としております。

続きまして、1款2項1目研究研修費、9節旅費ですが、こちらも医師交代に伴い学会参加時の旅費及び週1回研修を行っているんですけども、飯塚病院から久留米大学病院に研修病院が変更になったことによるもので、合わせて10万円の増額となっております。

同じく14節使用料及び賃借料の有料道路使用料も先ほどの病院の変更に伴うもので9万7,000円の増額です。

9節負担金補助及び交付金の医師会負担金は、こちらも医師交代に伴いまして新規会員となるため入会金が発生し、1万円の増額となっております。

続きまして、歳入の説明をいたします。8、9ページをお願いいたします。

3款1項1目一般会計繰入金につきましては、収支調整のためのものとなっております45万8,000円を増額するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第60号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第60号議案は原案のとおり可決されました。

日程第23. 第61号議案

日程第23、第61号議案、令和元年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（本田 陽一郎君） 第61号議案、令和元年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について、御説明いたします。

1ページ目をお願いいたします。

歳入歳出予算の補正としまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,071万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,785万円とするものでございます。

10、11ページをお願いいたします。

先に歳出について、御説明いたします。

1款1項1目事業費の増ですが、2,071万2,000円は、13節委託料で変更認可申請書

作成のための業務委託で、簡易水道事業の事業認可は昭和53年に取得したもので、現状認可との相違が出ていることから、今回変更認可申請を行うものです。

詳細については、施策等説明シートを御参照ください。

8ページ目、9ページ目をお願いいたします。

歳入につきましては、4款1項1目一般会計繰入金2,071万2,000円で収支調整を行っております。

以上で説明終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

高木議員。

○議員（8番 高木 義輔君） 質問いたします。差異が総じて、申請をしないといかんというのはお話いただきました。

3月の予算のときには、設定をしなかったのかということが第1点。

それと、なんで補正で上げられるのかっていうこと1点と、もう一つは、許可申請書の作成が2,000万円もいるのかなど。

ちょっと一般的に考えて、100万円とか200万円ぐらいだったら何となくわかりますが、2,000万円という金額になっている。

この辺は、どういう状況で委託をされるということですが、どういう状況でこういう金額になるのか、その辺の御説明をお願いいたします。

○議長（牧野 真紀子君） はい、上下水道課長。

○上下水道課長（本田 陽一郎君） はい、御説明いたします。今回、6月補正という形で計上させていただいておりますのが、当初予算での骨格という形がございましたので、6月ということで補正予算の中で計上させていただいているといった次第と、もう一つは、変更認可申請書作成業務にあたりまして、コンサルタント協会という協会がございます。

そちらのほうからの変更認可作成業務に当たっての金額っていうか歩掛等がございまして、それを照らし合わせていった中での必要分ということで2,071万2,000円という形の金額が算出されておりますので、申請内容としましてはやっぱり水源の内容変更とか、申請書の中に県のほうに申請書を上げるわけなんですけど、そういった部分がございまして、全国ベースの協会での歩掛を参照した形での金額が今回の金額という形になっております。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい、高木議員。

○議員（8番 高木 義輔君） 第1番目のほうのお話で、骨格予算というふうなお話でしたが、これについては当然やっていかないかんことやないですか。

現状から考えてみると、申請をせないかんということも前から分かってて、この時期にしないといけない、31年度にはしないといけない。

県からの指摘も受けてるということであれば、本来からいうと、当初予算に組み入れることが本来の姿じゃないかなと思います。

今さら申し上げてももう終わったことですからしょうがありませんけれども、そういう気持ちで今後は、予算設定のときにはきちっとやっていただきたいなというふうに思っております。

それと今説明で、全国的な平均の中でのしてらるっていうんですが、ちょっとなんか納得いかんっていうか、あまりにも大きいなとそれ以上のことは、私はもうプロじゃありませんから内容はわかりませんが、何かその辺もう一度、私にわかりやすいように説明していただけますか。

○議長（牧野 真紀子君） 上下水道課長。

○上下水道課長（本田 陽一郎君） はい、お答えいたします。全国的な平均という形ではなしに、水道事業に関するコンサルタント協会というところから、こういう変更認可申請をつくるための委託の歩掛というものが、何人これだけ必要ですよ、人数が必要ですよっていうものが示されておりますので、それを積み上げていった価格が今回の2,071万2,000円という形になっておりますので、その申請の内容とか、貯水池というか浄水場の規模なんかによっても価格が変わってくるわけなんですけど、簡易水道事業の規模で今回、認可申請書、変更認可をつくるにあたっては、これだけの金額が必要になってくるという形になっております。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。ほかにございませんか。

はい、北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） 同じようなことなんですけども、まず、これ説明シートのほうに現状と相違が生じているということが書いてあるんですが、昭和53年のときは多分第1貯水池が主水源だったのかなと思うんですね。

そしたら、一応現状使ってる分とは相違してないと思うんですよ。

だから、この経緯を、どういうふうな形で、要は県のほうに申請する経緯をちょっと御説明していただきたいというのと、県から指導があったということなんですけども、どういった流れでそういうふうな指導があったのかというのが、もう1点。

その2点をお尋ねします。

○議長（牧野 真紀子君） はい、上下水道課長。

○上下水道課長（本田 陽一郎君） はい、1点目についてお答えさせていただきます。

もともと、第1貯水池っていうのは今の現認可では、予備水源という形になっておりまして、それを今、恒久的に第2貯水池のほうに不具合がございまして、第1水源のほうを予備水源のほう

うも恒久的に使っているといった状態になっておりますので、この辺についてを県の指導のほうから常時使っているようであれば、それはもう予備水源ではないのではないかといった形の中で、それを当初の水源といった形であげていくものでございます。

2点目の経緯についてということで、こちらについてちょっと調査しまして、改めてまた回答させていただきたいと思います。

主水として主水池というか、貯水池としましては第2が当初の水源といった形になっております。

○議長（牧野 真紀子君） はい、北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） そしたら、今度申請をされる場合は、どのような形になるんですか。

要は、第1を主水源にされてするのか。

第2がどういうふうな扱いになるのか、その点が1点。

これは何で聞くかという、要は、第2水源も今後、使うような形になってくると思うんですが、またそのときに変更替えとかいうことになる、また何かおかしいことになるので、その点をお尋ねします。

そして、この説明シートの②中に、変更認可取得を目指すということを書いてありますが、これは大体申請すれば変更は認められるのか。

その2点をお尋ねします。

○議長（牧野 真紀子君） はい、上下水道課長。

○上下水道課長（本田 陽一郎君） はい、お答えさせていただきます。

現在、第2貯水池改修後という形になるんですが、第2についても恒久的な貯水池という形で使用してまいりますので、変更認可申請時には、第1と第2が両方とも常駐的な水源といった形になってまいります。

2点目の申請すれば変更認可が取得できるのかということで、書類について不備がなければ変更認可というのは、県のほうから受理していただいて、認可取得がおりるといった状態になっております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） それでは、質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第61号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第61号議案は原案のとおり可決されました。

日程第24、第62号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第24、第62号議案、令和元年度新宮町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（本田 陽一郎君） 第62号議案、令和元年度新宮町水道事業会計補正予算について、御説明いたします。

1 ページ目をお願いいたします。

収益的収入及び支出、第2条、令和元年度水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入、第1款水道事業収益、補正予算額34万円を減額し、合計の7億8,710万6,000円とするものです。

支出、第1款水道事業費用、補正予算額84万3,000円を減額し、合計の6億9,873万2,000円とするものです。

次に、資本的収入及び支出、第3条、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出、第1款資本的支出、補正予算額150万円を増額し、合計の3億9,238万2,000円とするものです。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。

第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正するものです。

職員給与費、補正予算額50万3,000円を減額し、合計の5,616万5,000円とするものです。

6 ページ、7 ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出、支出のほうから説明させていただきます。

1 款 1 項 3 目総係費の84万3,000円の減は、4月の人事異動に伴い人件費を補正するものでございます。

次に、収入についてですが、1 款 2 項 2 目補助金の34万円の減も支出と同じく人事異動に伴う児童手当補助金の減です。

4 ページ目に給与費明細書を添付しておりますので御参照ください。

8 ページ目、9 ページ目をお願いいたします。

資本的収入及び支出、支出の1 款 1 項 3 目施設整備工事費で立花口配水池の水位計が雷の被害を受けておりますので、そのための更新工事として150万円を増額しております。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第62号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第62号議案は原案のとおり可決されました。

日程第25. 第63号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第25、第63号議案、令和元年度新宮町公共下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（本田 陽一郎君） 第63号議案、令和元年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について、御説明いたします。

1 ページ目をお願いいたします。

収益的収入及び支出、第2条、令和元年度公共下水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入、第1款下水道事業収益、補正予算額28万円を減額し、合計の9億6,255万5,000円とするものです。

支出、第1款下水道事業費用、補正予算額345万1,000円を減額し、合計の9億473万6,000円とするものです。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。

第3条、予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正するものです。

職員給与費、317万1,000円を減額し、合計の5,354万1,000円とするものでございます。

6 ページ目、7 ページ目をお願いいたします。

収益的収入及び支出、支出のほうから御説明いたします。

1 款 1 項 4 目総係費の345万1,000円の減は、4月の人事異動に伴い、人件費等を補正するものでございます。

次に、収入の説明をいたします。

第1款2項2目補助金の28万円の減は、同じく4月の人事異動に伴う児童手当補助金を減額補正するものでございます。

4 ページ目に給与費明細書を添付しておりますので御参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第63号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第63号議案は原案のとおり可決されました。

これより、13時10分まで休憩いたします。

午前11時58分休憩

.....

午後1時10分再開

○議長（牧野 真紀子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの第54号議案の質問について答弁がきておりますので、担当課より答弁をお願いしたいと思います。

地域協働課長、お願いいたします。

○地域協働課長（笠井 与志則君） はい、お答えいたします。

先ほどの北崎議員の質問でございますけども、相島きずな館の町外者の利用者はどれだけあるのかという内容でございます。

平成30年度につきましては、西南学院大学と春日市子供会の関係で2件ございまして、それ以前も大体その2件がいつも借りにこられるということでございました。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい。よろしいでしょうか。

引き続きまして、61号議案の質問に対して答弁が返ってきております。

上下水道課長。

○上下水道課長（本田 陽一郎君） はい、お答えいたします。

先ほどの説明の中で、北崎議員のほうより質問が上がってございました変更認可取得に至るまでの経緯ということでの御質問だったかと思いますが、施策シートのほうにちょっと書いておまして、福岡県の指導によりということ、これちょっと説明不足のところもあったんですが、水道法第39条第1項の規定により、県のほうから立ち入り検査が平成30年に行われております。

その際に、今の現状の簡易水道事業、海淡水装置を含めた中で、第2貯水池が施設の不備がございましたので、第1貯水池のほうからもう既に水を送っている状態という形になっていたときに、

認可書のほうが予備水源という形の記載がありますので、今後恒久的に使っていくようであれば、その分については、早急に変更認可の取得を行ってくださいということの御指導がこの2番の中に値するわけなんです、そういった意味合いの中で、今回変更認可の取得に至っております。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 北崎議員、よろしいでしょうか。はい。

日程第26. 第64号議案

○議長（牧野 真紀子君） それでは、続きまして日程第26、第64号議案、令和元年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。政策経営課長。

○政策経営課長（阿部 宏紀君） 第64号議案、令和元年度新宮町一般会計補正予算について、説明をいたします。

本年度の新宮町一般会計当初予算につきましては、4月に町長町議会議員選挙を控えていたため、義務的経費、経常経費及び既に着手している継続事業等を中心に編成しておりました。

今回の6月補正では、通常の人事異動に伴うものなどに加えまして、政策的経費を計上させていただいているため、例年より大きな額での補正予算の計上となっております。

1ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億9,460万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億4,354万1,000円とするものでございます。

第2条、継続費から第4条、地方債までの補正につきましては、5ページをお願いいたします。

第2表、継続費は2事業、8款4項都市計画マスタープラン等策定補助委託料及び8款6項、町営住宅建築事業を計上しております。

2事業とも令和元年度から2年度にかけて2か年で行うもので、総額、年度及び年割額は記載のとおりでございます。

第3表、債務負担行為補正は、追加で新宮北小学校仮設校舎リース料を計上しております。

新宮北小学校の児童の増加に伴う教室不足に対応するもので、期間、限度額は記載のとおりでございます。

第4表、地方債補正は、追加として1事業、変更として4事業を計上しています。

追加分の立花小学校施設整備事業につきましては、立花小学校のトイレ改修工事に伴うもので、限度額、起債の方法、利率及び償還方法については記載のとおりでございます。

変更分につきましては、今回の補正予算に事業費を計上したことに伴う限度額の増で、補正前、

補正後の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりでございます。

それでは、歳出予算の説明をいたしますが、今回の補正予算の人件費につきましては、4月1日付けで実施されました人事異動に伴う人件費の補正を全般的に行っておりますので、これに関するそれぞれの内容説明は省略させていただきます。

20ページ、21ページをお願いします。

6目企画費、13節で地方版総合戦略策定調査業務委託料、182万6,000円は、まち・ひと・しごと創生総合戦略が今年度で終了するために、第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するための調査委託で、14節船舶借上料は、総合計画及び総合戦略の策定に伴う相島での会議に対応するためのものです。

7目電算管理費、9節旅費9万8,000円は、ICTの活用に伴う研修会に参加するための特別旅費でございます。

22、23ページをお願いします。

13節委託料228万6,000円は、印鑑登録の旧姓併記及び母子保健情報の利活用にかかる社会保障・税番号制度システム改修委託料でございます。

特定財源としまして、14款2項1目1節社会保障・税番号制度システム整備補助金、66万円を充当しています。

8目交通安全対策費は、特定財源としまして18款2項3目1節ふるさと応援基金繰入金4億2,500万円のうち、50万円を高齢者運転免許証自主返納支援事業に充当することに伴う財源更正でございます。

11目まちづくり事業費、11節は、修正した町政要覧の印刷製本費で、特定財源といたしまして18款2項3目1節ふるさと応援基金繰入金4億2,500万円のうち、100万円をまちづくり活動助成事業に充当しております。

13目まち・ひと・しごと創生総合戦略費は、特定財源としまして、18款2項3目1節ふるさと応援基金繰入金4億2,500万円のうち50万円を地域振興事業支援事業に充当することに伴う財源更正でございます。

14目諸費は特定財源といたしまして、18款2項3目1節ふるさと応援基金繰入金4億2,500万円のうち400万円を防犯灯LED化事業に充当することに伴う財源更正でございます。

24、25ページをお願いします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、9節旅費は印鑑証明の旧姓併記に伴う確認のための特別旅費でございます。

4項5目参議院議員選挙費、18節備品購入費は、投票用紙読み取り分類機を買いかえるもので、特定財源としまして14款3項1目3節参議院議員選挙費委託金の350万円を充当してい

ます。

3款1項1目社会福祉総務費、28節国民健康保険特別会計繰出金は一般会計から当該特別会計へ繰り出すものですが、328万6,000円の減額となっております。

26、27ページをお願いします。

4目老人福祉費、19節負担金補助及び交付金は、地域介護予防活動助成金の対象団体がふえる見込みのために増額計上しております。

7目障害者福祉費、13節90万4,000円は、幼児教育保育の無償化に伴う就学前の障害児発達支援の無償化により、福祉総合システムを改修するためのものです。

特定財源としましては、14款2項2目3節障害者福祉費補助金90万3,000円を充当しています。

28、29ページをお願いします。

9目後期高齢者医療対策費、28節後期高齢者医療特別会計繰出金は、一般会計から当該特別会計へ繰り出すものですが、135万9,000円の減額となっております。

10目プレミアム商品券事業費は、消費税、地方消費税の10パーセントへの引き上げが、住民税非課税の方や子育て世代の消費に与える影響の緩和と、地域における消費の喚起を目的に住民税非課税の方や2016年4月2日から2019年9月30日までに生まれたお子さん一人一人につきプレミアムつき商品券、2万5,000円を2万円で発行する事業費を計上するために新たに設けた目になります。

特定財源としまして、14款2項2目6節プレミアム商品券事業費補助金、3,831万2,000円。

20款4項3目1節雑入、プレミアム商品券販売収入1億240万円を充当しています。

30、31ページをお願いします。

2項1目児童福祉総務費は、10月から幼児教育保育の無償化に対応するため、13節委託料507万6,000円は、子ども子育て支援システムの改修委託料、20節扶助費6,411万円は、認定こども園に対する施設型給付費・地域型保育給付費2,955万円。

届出保育施設利用者に対する子育て支援施設等利用給付費3,456万円を計上しています。

特定財源としまして、国県支出金15款2項2目4節児童福祉費、児童福祉総務費補助金507万6,000円、その他1,451万7,000円は、9款1項1目に今年度新たに創設された2節、子ども子育て支援臨時交付金6,411万円、12款1項1目2節児童福祉総務費負担金4,959万3,000円を減額し充当しています。

2項3目児童福祉施設費は、特定財源としまして18款2項3目1節ふるさと応援基金繰入金4億2,500万円のうち、2,500万円を学童保育事業に充当するものでございます。

4目シーオーレ新宮管理費、15節工事請負費73万5,000円は、機械警備に伴い、屋外カメラを設置するためのものがございます。

5目子ども医療対策費は、特定財源としまして18款2項3目1節ふるさと応援基金繰入金4億2,500万円のうち、4,600万円を子ども医療対策事業に充当することに伴う財源更正でございます。

4款1項1目保健衛生総務費ですが、次のページ32、33ページをお願いします。

28節相島診療所事業特別会計繰出金及び簡易水道事業特別会計繰出金は、一般会計から当該特別会計へ繰り出すもので2,117万円の増額となっています。

2目予防費、11節消耗品費、12節予防接種支払事務手数料及び13節クーポン券発送業務委託料は、今年度から実施する風疹予防接種事業に伴う事業費の組み替え及び新規計上になります。

11節印刷製本費及び19節県保険者協議会負担金につきましては、がん検診等のお知らせ、チラシ作成を組み替えるもので、12節郵便料金は70歳から74歳への無料歯科健診の受診券を郵送するためのものです。

特定財源としまして、14款2項3目1節予防費補助金285万6,000円、15款2項3目2節予防費補助金27万5,000円を充当しています。

6目環境衛生費につきましては、地域猫活動支援事業を獣医師会に委託することとなったため、19節負担金補助及び交付金から13節委託料へ組み替えるものがございます。

34、35ページをお願いします。

4款2項3目し尿処理費、13節委託料166万1,000円は、花立花地区の浄化槽施設の状態を調査する業務を委託するものです。

6款1項4目農地費、15節工事請負費2,540万2,000円は、湊川井堰の改修を行うもので、19節負担金補助及び交付金396万円は、大蔵池改修のための福岡市に対する負担金276万円及び下府農区に対する取水ポンプの電気代120万円でございます。

特定財源としまして、15款2項5目5節農村事業総合整備補助金1,016万円、20款4項3目1節雑入の大蔵池管理費負担金48万円を、また18款2項3目1節ふるさと応援基金繰入金4億2,500万円のうち100万円を農地維持活動補助金に充当するものがございます。

36、37ページをお願いします。

3項3目漁港管理費、15節工事請負費1,800万円は、新宮漁港第1号岸壁の補修を行うものです。

特定財源としまして、14款2項4目2節漁港管理費補助金900万円、21款1項2目1節漁業施設整備事業債810万円を充当しています。

7款1項2目商工業振興費は、特定財源としまして、18款2項3目1節ふるさと応援基金繰入金4億2,500万円のうち200万円をプレミアムつき商品券発行補助事業に充当することに伴う財源更正でございます。

3目観光費は、耐震診断委託料を家屋の経年劣化による柱の強度等の調査を行い、修繕箇所を把握するために古民家調査委託料に組みかえるもので、特定財源としましては13款1項7目1節商工使用料3万3,000円、18款2項3目1節ふるさと応援基金繰入金4億2,500万円のうち9万円を観光施設整備事業に充当するものでございます。

38、39ページをお願いします。

8款4項1目都市計画総務費、13節委託料324万4,000円は、第2表、継続費で説明いたしましたが、2か年で策定する都市計画マスタープラン及び国土利用計画の図面作成等の補助業務を委託する今年度の分の計上となっております。

2目公園費ですが、40、41ページをお願いします。

11節光熱水費10万8,000円は、ふれあいの丘公園トイレの上下水道料金、13節委託料49万7,000円は、ふれあいの丘公園管理棟の整備工事の管理を委託するものです。

15節工事費は、東浜公園のフェンスを設置する公園施設整備工事119万9,000円及びふれあいの丘公園内に多世代が交流できる仮称ふれあいの丘公園交流施設整備工事費3億6,014万円を計上しております。

特定財源といたしまして、18款2項3目1節ふるさと応援基金繰入金4億2,500万円のうち2億4,200万円を仮称ふれあいの丘公園交流施設整備事業に充当するものでございます。

4目都市再生整備計画事業費、17節公有財産購入費1,600万円は、事業用地を購入するもので、社会資本整備事業交付金の内示に伴い計上するものです。

特定財源といたしまして、14款2項5目1節社会保障整備総合交付金636万4,000円、21款1項3目3節都市再生整備計画事業債860万円を充当しています。

6項1目住宅管理費、15節工事請負費は、三代団地の空き室及び錆等で劣化したフェンスを改修するものです。

2目住宅建設費、11節消耗品費11万5,000円は、営繕工事標準単価表の購入のため、12節役務費は、開発行為変更許可、建築確認と住宅品質保証促進等に関する法律で定められた住宅の性能評価などの申請手数料、給水調査手数料、建築予定地の周辺6ポイントで電波障害調査料を計上しています。

13節町営住宅整備工事の監理料100万6,000円及び15節町営住宅整備工事2億4,091万8,000円は、2表、継続費で説明いたしましたが、2か年で実施いたします。

22節移転補償費90万円は、町営住宅建て替えに伴う居住者の移転補償費になります。

特定財源としまして、14款2項5目2節社会資本整備総合交付金8,996万8,000円、21款1項3目4節住宅建設事業債1億6,570万円を充当するものです。

42、43ページをお願いします。

9款1項3目消防施設費、12節給水調査手数料1万1,000円及び17節水道利用加入金は、第1分団格納庫新築工事にかかるもので、15節工事請負費3,484万9,000円は、第1分団格納庫新築工事及び相島マイクボックス移設工事を計上しています。

特定財源といたしまして、21款1項4目1節消防施設整備事業債3,370万円を充当しています。

1項4目防災費、13節委託料335万7,000円は、災害時要支援者システムの改修や保守等の委託。

19節負担金補助及び交付金109万円は、住民の方がブロック塀等を撤去する際の費用の一部を補助するものです。

特定財源としまして、14款2項7目1節社会資本整備総合交付金69万5,000円を充当しています。

44、45ページをお願いします。

10款1項2目事務局費、11節消耗品費15万5,000円は、教職員の働き方改革の一環で、勤怠管理をするためのソフトにかかるもの。

13節委託料6万9,000円は、3年に1回あります学校給食用食材の定期点検委託料です。

特定財源としまして、18款2項3目1節ふるさと応援基金繰入金4億2,500万円のうち200万円を漁村留学と通学者補助事業に充当するものでございます。

また今回、相島小学校を除く各小学校、新宮中学校及び新宮東中学校に留守番電話を設置する工事費を計上しております。

これも教職員の働き方改革に対応するものとなっております。

2目立花小学校管理費、15節工事請負費6,113万6,000円は、給水ポンプの更新及びトイレの改修のため、特定財源といたしましては、14款2項6目4節学校施設環境改善交付金1,627万円、12款1項7目立花小学校整備事業債2,400万円を充当しています。

4目新宮小学校管理費、18節備品購入費135万7,000円は、職員増に伴うパソコンの購入や牛乳保冷庫を購入するものです。

8目新宮東小学校管理費、15節工事請負費17万8,000円は、留守番電話設置と特別支援学級の前のトイレに手すりを設置するためのものです。

46、47ページをお願いします。

10目新宮北小学校管理費、15節工事請負費1,028万1,000円は、留守番電話設置と

太陽光設備の改修を行うものです。

3項2目新宮中学校管理費、18節備品購入費10万1,000円は、特別支援学級の難聴の生徒に対するための備品の購入です。

6目新宮東中学校管理費、11節消耗品費100万円及び18節備品購入費は、開校に伴い不足するものを購入するもの。

15節工事請負費17万円は、留守番電話設置と体育館に校歌の額を取りつけるためのものです。

5項1目幼稚園総務費、19節私立幼稚園就園奨励費補助金3,216万1,000円の減額及び扶助費9,515万7,000円は、幼児教育保育無償化に対応するものです。

また、2日立花幼稚園費から次ページの新宮幼稚園及び4目新宮東幼稚園の特定財源の減額は、児童教育保育無償化による10月以降の保育料の減額分となっております。

50、51ページをお願いします。

6項10目そびあしんぐう管理費は、特定財源としまして18款2項3目1節ふるさと応援基金繰入金4億2,500万円のうち1億円を充当することに伴う財源更正でございます。

13款1項1目繰出金、28節渡船事業特別会計繰出金は、一般会計から当該特別会計へ繰り出すものですが、198万9,000円の減額となっております。

52、53ページをお願いします。

2項1目公営企業支出金、19節児童手当負担金は、水道事業会計及び公共下水道事業会計分の計上でございますが、62万円の減額となっております。

次に歳入について説明いたします。

10ページ、11ページをお願いします。

歳出説明時に特定財源の説明をしたものは除かせていただきます。

2款3項1節森林環境譲与税は、平成31年4月1日に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行されたことに伴い創設したもので、国が想定した譲与額に基づき、県が試算した額を計上しております。

16、17ページをお願いします。

18款2項2目1節財政調整基金繰入金5,086万3,000円で収支調整をしております。

説明は以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑におきましては、歳出よりページを追ってしたいと思います。

まず、20、21ページ。22、23ページ。24、25ページ。26、27ページ。28、29ページ。ありませんか。

はい、北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） 29ですね。最後の、プレミアム商品券事業交付金ということで、新しい事業ということなんですけど、これは1億2,800万円。原価は1億200万円ですかね。になるんですが、大体内訳っていうか、人数とか、そういったものがわかりますでしょうか。

それと、これを実施するにあたって、実施形態というか、実施方法をどのような形でさされるのか。2点伺います。

○議長（牧野 真紀子君） はい、健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 望美君） はい。お答えいたします。

まず人数なんですけれども、予算計上時で私どものほうで恐らくこのぐらいの対象者がいらっしゃるだろうなということで考えておりますのが、対象がまず低所得者に関しましては、必ずしも対象になるかどうかはわからないんですが、4,400名程度が対象になってくるのではないかと。

それと子育て世帯に関するところでは、1,600名程度が対象ではないかということで、対象者としては大体6,000名程度を想定しておりますが、そのうちこれは実際にプレミアムつき商品券を購入していただかないといけませんので、あげますではありませんので、実際に購入される方がその中のどのくらいいらっしゃるかっていうことで、これも私どもの読みが合ってるかどうかはわからないですけれども、全体で5,120ぐらいの購入があるのではないかというふうに試算いたしまして、予算のほうは計上させていただいております。

それと事業の実施方法なんですけれども、こちらの補正予算が通りました後に対象者を抽出するためのシステムの改修等を行いまして、低所得者に関しましては、申告をなさっていただかないと対象となるかどうかはわからないということもございますので、そういった申告を促すといったような手順から始まりまして、実際に商品券が使えるようになるのが10月ですので、9月ぐらいから商品券の販売を開始する予定にしております。

商品券の販売につきましては、関連されるところで販売を手伝ってくださるところがないかどうか、ちょっと今話はしてるんですけれども、現在のところは町役場のほうで直接販売を考えております。

10月から3月末まで商品券使えますので、3月末までのちょっと手前ぐらいまで商品券の販売については実施しようかということで、現在具体的な方法については、もう半分実行しながら詰めていっているという状況でございます。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい、北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） これに対して、システムの改修ということも出てくるんですけど、これは時限的なものじゃなかったんですか、続くやつでしたかね。

ちょっとそこら辺の確認を1点と、それとその販売を役場のほうですということになりますと5,000人の方がこられるような形になるんですね。

そうした場合の何かこうやり方っていうか、その役場のほうの対応はどのように考えてあるんでしょうか。

○議長（牧野 真紀子君） はい、健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 望美君） すいません。時限的なものかどうかということにつきましては、こちらの商品券事業につきましては時限的なものでございまして、今回1回限り。

システムの改修につきましては、前回の福祉給付金等のシステムを改修して実施するよという国からの説明がっておりますので、現在私どものほうで持っております前回使わせていただいたシステムを改修する形でやらせていただきたいと。

それと販売につきましては、どのくらいの方が一度に来られるのかっていうのがちょっと私どもでも予想がつかまずいので、販売に関する特設会場なり場所なりをある程度つくった上で、臨時職員等による対応等を考えているところでございます。

○議長（牧野 真紀子君） はい、北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） この上の分のプレミアム商品券発行等業務委託料というのは、これも一緒ですね。

委託っていうのはどこにされるんですか、業務委託っていうのは。

○議長（牧野 真紀子君） はい、健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 望美君） まず1点は、商工会さんのほうにこのプレミアムつき商品券を使える参加店舗公募していただくといったような事業についての委託を行うということと、それと、もう一つプレミアムつき商品券の製造、偽物とか出たらいけませんので、ちょっと製造に関してはきちんとした形での製造と実際に使われた券を商店さんが換金するためのデータの提供等については、福岡県のほうがこのプレミアムつき商品券事業の実行委員会っていうのを設置しております、そちらの実行委員会のほうに事業委託をするような形にしております。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい。ほかに。28、29ページありませんか。

では30、31ページ。はい、松井議員。

○議員（11番 松井 和行君） なかなかちょっとわからない点なんですけど、2項の1目20節扶助費ですね。

この中でここに一応、施設型給付費・地域型保育給付費並びに子育て支援施設等利用給付費ですね。

これが説明シートで開始初年度6カ月間の費用は、金額これが交付金の対象となるが、翌年度

以降は町負担金が発生する予定っていう形で書いてあるんですけど、その辺の説明が、割合とかどのくらいになるかとか、今後どのようになるかっていうところがわかれば、ちょっと説明をいただきたいと思います。

○議長（牧野 真紀子君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤木 恵介君） はい、お答えいたします。

この施設型給付費と地域型保育給付費っていうことで、こちらのほうは先ほども御説明がありましたように、認定こども園等へ無償化対応として支払う金額になっております。

その下の子育て支援施設利用給付費のことになりますと、これは届出保育施設分、認可外に支払う給付費になっております。

それで、法改正によることで、まだはっきりした通達がこちらのほう来ておりませんので詳しいことはわかりませんが、今年度につきましては、この無償化対応につきましては10月1日の消費税対応ということになっておりますので、地方の増収というのはちょっとすぐには見込めないということで、同年度に要する経費の地方負担分については、国のほうが負担しますということになっております。

次年度以降につきましては、4分の1ほど町としての負担が出てくるような、まだちょっとこれは明確ではございませんが、そういう話を聞いております。

以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） はい、松井議員。

○議員（11番 松井 和行君） あくまでも要は消費税が8パーセントから10パーセントに上がった分の2パーセントの分で国のほうが何らかの町交付税とかそういうふうな関係で負担してくれるというような感じで受け取っとけばよろしいんですかね。

○議長（牧野 真紀子君） はい、子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤木 恵介君） はい、こちらは歳入のほうにかかわってくるんですが、子ども子育て支援臨時交付金ということで、全額措置を国のほうがされるようになっております。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。

はい、松井議員。

○議員（11番 松井 和行君） ちょっとなかなかわからないんですけど、今後ちょっとわからないところはお伺いしていきたいと思います。

○議長（牧野 真紀子君） ほかに。30、31ページ。いいですか。32、33ページ。

はい、西議員。

○議員（6番 西 健太郎君） それちょっと確認したいんですけど、4款1項6目の地域猫活動

支援委託料ですが、猫の避妊手術だと思うんですけども、相島の猫とかっていうのも含まれているんでしょうか。

○議長（牧野 真紀子君） 環境課長。

○環境課長（安河内 正路君） はい、お答えいたします。

これは相島の猫ではございませんで、あくまで各地域でこういった支援事業をやってらっしゃる団体、こちらのほうが猫の不妊手術、雄雌ございますが、そういった活動をされたときに不妊手術したいということで、町のほうが粕屋獣医師会のほうに委託してやる分でございます。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい、松井議員。

○議員（11番 松井 和行君） すいません、関連ですけど、以前お伺いしたかもしれませんが、大体不妊手術で3万円ぐらいたしかかかると思うんですけど、補助がどのくらい出てるんですかね、県の補助は。

○議長（牧野 真紀子君） はい。環境課長。

○環境課長（安河内 正路君） はい、お答えいたします。不妊手術ですけれども、大体雄で1万5,000円、雌で2万5,000円ほどかかりますが、県のほうの100パーセント補助で事業費65万円をみております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。ほかに。32、33、ありませんか。

続いて34、35。はい、高木議員。

○委員（8番 高木 義輔君） 4款2項のし尿処理費のところの花立花区っていうふうに聞きましたが、浄化槽の調査業務委託料も調査をされた後、町として当然何十年たった浄化槽でございますので、寿命がそろそろきてるんじゃないかなというふうな状況だろうと思います。

それにつきまして、調査した後、町として何か具体的な支援をしていかれるのかどうか。

その辺のある意味、調査以後の目的は何なのかということをお尋ねしたいと。

○議長（牧野 真紀子君） 担当課でいいですか、上下水道課長。

○上下水道課長（本田 陽一郎君） はい、お答えいたします。この件につきましては、昨年の12月の中の一般質問の中で、町長の答弁の中でございましたように、とりあえず今回は調査で現況の把握とそれに当たる改修事業費がどの程度かかるかということの調査を上げさせていただいて、その金額あたりに基づいた中で、今後管理組合と行政区あたりということでの協議が必要になってくる、どれぐらいの規模の改修費がかかるかもまだ皆目見当がついておりませんので、その辺は、今後、協議になってくるという形で今考えております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい。ほかに。

北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） 6款、1番下のところ。農業施設新設改良工事費、これ湊川井堰の分ということで説明シートにも書いてありますが、別に公園の分とかも出てましたよね。

それと、これは開発公社ですけど、土地を購入したとかということもあつたんで、実際、現実問題として、大体どれぐらいの金額がかかるのかっていうのは大体おおよそ把握してあると思うんですが、わかりますかね。

○議長（牧野 真紀子君） いいですか。はい、それでは都市整備課長。

○都市整備課長（桐島 光昭君） はい、お答えいたします。41ページの8款4項4目に事業費は計上させていただいておりますが、関連事業費といいますか、今回は予算の措置はしておりませんが、全体で用地的な面積がおよそ1,300平方メートル。用地費が7,500万円、工事費が2,500万円。設計が500万円。ということの概算では、設計が500万円です。

ということで、概算での予定をしております。

湊井堰公園といたしまして、公園に関する部分だけですけども、そういったふうな予算での計画をいたしております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） ちょっと待ってください。公園に関して今都市整備課からお話いただきました。

あと産業振興課いいですか。はい、課長お願いします。

○産業振興課長（竹上 健君） はい、お答えします。井堰のほう自動転倒井堰という形になってるんですけども、そちらのほうはもう数年前から壊れておりますので、その井堰の改修ということで、金額的には、こちらにあげさせていただいております2,540万1,200円という形で工事費を計上しております。

○議長（牧野 真紀子君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい、井堰の分は2,540万円。これが工事費ということではないんですね。

そしたら、これは違うけどいいですかね。さっき答えたんで、よろしいですかね。

土地代7,500万円。2,500万円がなんて言ったかな。

そしたら、工事費っていうのは、あとの分の何か購入費が入ってましたですね。

これは工事費ではなかったんですかね。1,000何百万円か。

ちょっとわからなくなったので、後で聞きましょう。

○議長（牧野 真紀子君） すいません。今のところは、2,540万2,000円に関してましては、この湊川の井堰に対する工事費、改修工事費っていうことでよろしいですか。

34、35については、よろしいですね。では36、37ページ。36、37ページでありますか。はい、38、39ページ。

はい、大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） 8款4項1目13節都市計画マスタープラン等策定補助委託料が上がってますけれども、10年前の時、住民がマスタープランとかどうかかわからないんですけど、住民が集まって話をして、どんな町をつくろうという話をする機会があったと思うんですけど、そういうことを今回もやると思っておりますか。

どういう計画をされているのかっていうのをお聞かせください。

○議長（牧野 真紀子君） 都市整備課長。

○都市整備課長（桐島 光昭君） はい、お答えいたします。都市計画マスタープラン、先ほど説明の中で申しましたように、本年度と来年度にかけて2か年にかけて見直す予定にしております。今、大牟田議員が聞かれた町民の方々のいわゆるワークショップ的なものは、現在のところは考えていないところです。

今あるやつの当然、10年間計画を立ててきたやつが、今現在でできているのか、できていないのかとかですね、そういった評価に基づいて、できていないものについては今後また必要であれば当然継続実施であるし、また、現段階において、新たな課題なりが出てきているところについては、つけ加えていこうというふうに思っております。

当然、都市計画審議会のほうにもまたかけていきますので、その中でまた御意見等はお伺いできればなというふうには考えておるところです。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい、大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） 住民の意見としては、アンケートか何かで集めたりとかそういうことも考えてないってということですか。

○議長（牧野 真紀子君） 都市整備課長。

○都市整備課長（桐島 光昭君） はい、現在までも都市整備課あるいはほかの課と一緒に地域回りを町長の懇談会とかもありまして、その中でも幅広く都市計画だけではございませんけれども、当然、都市計画に関するような御意見をいただいておりますので、それは踏まえて、当然今までのデータとして蓄積しておりますので、それを踏まえながら計画は策定していく予定です。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい、副町長。

○副町長（福田 猛君） 今回の都市計画マスタープランは、第6次の総合計画とリンクしておりますので、第6次の総合計画の中でアンケート調査も個別にやっておりますし、地域のほうも今、ヒアリングをずっと各行政区も地域のいろいろな問題点、課題も含めて、回らせていただいております。

そういうものを総合的に勘案して、この都市計画マスタープランの中で反映していくものはし

ていくものとして、方向性を定めたいと考えております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい。それでは38、39。ございませんか。40、41ページ。はい、北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。ここにありました。8款の4目です。

事業用地購入費、これが湊井堰の分で、これは事業用の購入費ということでいいんですかね。

説明シートのほうでは、湊井堰公園整備事業みたいになってるんですけど、これは事業用の購入費ということでよろしいんでしょうかね、それが1点。

それとその下、6項住宅費の中で、6項の工事請負費ですね。町営住宅の部分で今年度の分は2億4,000万円上がってますけども、全体で8億円ということで、これでいくと国県支出金が8,900万円ぐらいあるんですか。

これは8億円全体の部分で、国県の補助金なりがいくらあるのか。

それと多分、僕らが説明を受けたときに2棟ぐらいですかね、2棟ぐらい建つということでやったんですけど、これは2棟、一緒にかかるのか。

それとも1棟ずつ建てるのかっていう手順、やり方、手順をどのように考えてあるのか、その点をお伺いします。

○議長（牧野 真紀子君） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（桐島 光昭君） はい、お答えいたします。

まず1点目のお伺いの事項ですけれども、17節公有財産購入費の説明の中で事業用地購入費と書いておりますのは、説明シートの湊井堰公園整備事業費のことです。

○議長（牧野 真紀子君） 都市整備課長。

○都市整備課長（桐島 光昭君） すいません。追加で御説明いたします。

先ほど申しました用地費7,500万円のうち、社会資本整備事業で補助がきた内示額に合わせて用地費を買うように計画いたしておりますので、金額が1,600万円というふうになっております。

ですので、まだ残りは用地費的にはまだ残りを買わなきゃいけない部分が出ると。

はい、そうです。そういうことになります。購入費です。

○議長（牧野 真紀子君） はい。いいですか。はい、環境課長。

○環境課長（安河内 正路君） はい、お答えいたします。町営住宅の件ですけども、まず2棟建てさせていただくわけなんですけど、順番に建てると思いますか、これは2棟とも一緒に着工しまして、竣工を目指しておるといったことでしょうか。

合計39戸入る予定になっております。

それと、あともう一つ御質問がありました国の支出金、交付金ですけども、これにつきまして

は、ここにあげさせていただいてますけども、この中身ということ、これにつきましてはそれぞれ交付金を算出しておるわけなんですけども、例えば建築設計業務委託とあと造成工事ですね。

それと建物の施設工事費、それと監理委託、それと電波障害の調査委託料をここにあげています。

その分の費用と全体合わせまして、この金額ということであげさせていただいております。

細かく数字を見ることができないんですけども、それぞれ項目ごとに45パーセントの補助だったり、50パーセントの補助がありますんで、その計算を総計しまして、この金額を上げさせていただいているといった状況でございます。

○議長（牧野 真紀子君） いいですか。はい、北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） 今言われたのは8億円、要は今年度2億4,000万円でしょ。

8億円に対しての今回、国県支出金がこれだけということですか。

全体としての国県支出金がいくらかかっていうのを知りたいんですけどね。

○議長（牧野 真紀子君） はい、環境課長。

○環境課長（安河内 正路君） はい、お答えいたします。ここに今、計算を上げさせてもらっているのは、あくまで令和元年度の方でございます。

それで残りの部分の要するに来年度令和2年度分の交付金につきましては、計算の仕方としては、工事費等について、45パーセント、50パーセント、細かい決まりが補助率があるわけなんですけども、ちょっとここでその全体の数字を持ち合わせておりませんので、想定ということの中で計算することが可能かと思われまして、それについてはちょっと後で説明をさせていただければと思います。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい、ほかに。はい、高木議員。

○議員（8番 高木 義輔君） それに関連して質問をいたします。

この前、環境課長がお話してありましたが、エレベーターの設置の件について、今でも頭の中にあるのかどうか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（牧野 真紀子君） 環境課長。

○環境課長（安河内 正路君） はい、お答えいたします。エレベーターの設置につきましては、エレベーターを最初つけない方向で検討しておったんですけども、福岡県のほうともいろいろ協議をする中で、エレベーターをつけないと交付金がないといった話がございますので、それは町長、副町長と協議をいたしまして、エレベーターをつける方向でこの事業費の中に入れさせてもらって計上させてもらっています。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） ほかにございませんか。続きまして、42、43ページ。

はい、松井議員。

○議員（11番 松井 和行君） 9款1項4目の防災費の19節のブロック塀撤去の補助金の分ですね。

109万円あがっているんですけど、これは一般の町民の方からの要望があつてという説明を聞いたんですけど、これは何か上限とか、どういう形だったらという何かそういう取り決めがあるのかどうか、わかればお願いします。

○議長（牧野 真紀子君） はい、地域協働課長。

○地域協働課長（笠井 与志則君） はい、お答えいたします。これは昨年、県のほうが通学路の調査をいたしまして、その中で新宮町が大体9件ぐらい、そういう危険箇所っていうのが指摘されております。

その方々を対象に補助をするという、もしその方がやり替えるのであれば補助するということで、うちのほうの予算とあと国と県の補助がつくってという形で予算を計上させていただいております。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 松井議員。

○議員（11番 松井 和行君） 確認ですけど、行政側のほうが指摘して、そちらの民間の指摘された民間のほうを受け入れられたら補助が出て、そういう作業に入るっていうことで認識しておけばよろしいでしょうか。

○議長（牧野 真紀子君） 地域協働課長。

○地域協働課長（笠井 与志則君） はい、おっしゃるとおりです。

○議長（牧野 真紀子君） ほかに。42、43ページございませんか。続いて、44、45ページ。はい、大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） 10款2項ですかね。留守番電話を働き方改革の一環で、小学校、中学校ですかね、留守番電話をつけられるという話をされてましたけど、働き方改革はやらなければいけないことだと思いますが、何時から留守番電話にするとかもう計画されていたら教えてください。

○議長（牧野 真紀子君） 学校教育課長。

○学校教育課長（森 和也君） はい。お答えいたします。具体的にはまだはっきりと決めておりませんけれども、7時から8時の間にかけて検討していかないといけないかなというふうには考えております。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい、ほかにありませんか。

続いて46、47ページ。はい、上畝地議員。

○議員（５番 上畝地 白馬君） はい、１０款２項小学校費の新宮北小学校管理費、施策説明シートに太陽光の分と書いてありますが、今現在停電中に燃料が全体に供給できない部分があるということで、今回やるので蓄電みたいなものを考えているんですか。

例えば、停電するけど日光が照っているときには使えると、それ以外に照っていない時とか蓄電とかあるかどうかをお願いします。

○議長（牧野 真紀子君） はい、学校教育課長。

○学校教育課長（森 和也君） お答えいたします。議員のおっしゃったとおりに、停電時に照明が使えない、太陽光の電源を使った照明が使えないという状況がありまして、会計検査の際に指摘を受けたところです。

そして、現在打ち合わせをさせていただいた中で、昼間に太陽光を使える状態で照明が稼働できればいいということでの話をいただきましたので、今２系統で蓄電をしているものについては現状のまま、残り６系統について、昼間の太陽光発電によって、照明などの非常用の設備に電源を供給するという形で、今回改造するということでの工事を進めたいというふうに考えております。

○議長（牧野 真紀子君） はい、上畝地議員。

○議員（５番 上畝地 白馬君） ２系統で蓄電が既にあるってということで、蓄電を使った場合、どのくらい供給できるのかちょっと参考に教えてください。

○議長（牧野 真紀子君） はい、学校教育課長。

○学校教育課長（森 和也君） はい。具体的な数字については、すいません、ここにちょっと資料がないんですけれども、蓄電池によって夜間の非常用の電源を確保するということでの計画にはなっております。

それも当初計画どおりで進めている電力になります。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい、ほかに。４６、４７ありませんか。

続いて４８、４９ページ。５０、５１ページ。５２ページ、最後ありませんか。

それでは、歳入全般について何かございますか。

はい、北崎議員。

○議員（９番 北崎 和博君） １０ページですね。先ほどちょっとお伺いしたんですけども、森林環境譲与税が、これ今回の分で計上されているわけですね。

で、本来だったら、基金条例を先に制定しとけば、そちらに入れるというふうな形で済んだのかなと思うんですが、これを歳入に入れることによって、帳尻を合わせるために歳出の金額を何か扱わないといかんような事態になっているのかなと思うんですが、いかがですかね。

○議長（牧野 真紀子君） 暫時休憩します。

午後2時14分休憩

午後2時16分再開

○議長（牧野 真紀子君） はい、再開いたします。吉村副町長。

○副町長（吉村 隆信君） はい、お答えします。予算上は、確かにここに歳入あがっておりますが、これを充当してる歳出のほうがないということだろうと思います。

とりあえず、予算書のほうは新たな款項目を創設して受け入れ先をつくる必要があったために、ここに歳入のほうだけ上げておりますけども、具体的な歳出のほうは現在のところ特財として、歳出に充当していない状況です。

先ほど条例の説明のときもありましたように、これ基金を早急にこの条例が可決された後に早急に基金のほうに積み込む予算を上げまして、そこで特財として積み込むと。

特定財源として、充てて積み込むという形になります。

そのあと、使うときにも基金からの取り崩しということで特財で充当していくという形になってくるということでございます。

ですから、今、一時的には一般財源、予算上は一般財源に振りかわった状態になっておると。

実際まだ入ってきておりませんので、ほぼ同時期に予算上の歳出の特財として、歳出のほうの予算を組みたいというふうに思っております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい、北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） 予算ですから、両方歳入歳出あっておかないといけませんね。

だから、今でいうと143万9,000円が歳入上がって、繰出金で143万9,000円あがっておかないといけません、基金にですね、大体ですね。

だから、あがってないっていうことは、要は、歳出の分を金額143万9,000円どっかであげているっていうふうなことになるのかなという感じがするんですけども、事情はわかっていますんであれですけども、そういうふうな形でやっぱり3月に何かこう条例でもやったら、こういうことは防げたのかなと思ってるんですけども。

現実今度やるときは、繰り出し金を出して、歳入のほうはどうなるんですか。

○議長（牧野 真紀子君） はい、吉村副町長。

○副町長（吉村 隆信君） 歳入のほうは現在、予算上、一般財源に振りかわった形になっておりますので、今度歳出のほうが出た時には、一般財源が使った形、税とか交付税とかそういう形での補正で、そういう形に、いや、補正予算で上げます。

よろしく申し上げます。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。

はい、ほかに、歳入全般につきましてありますか。

はい、北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） 幼稚園の無償化、保育の無償化になって、保育のほうは4分の1やっただすかね、町の負担が。

そして、幼稚園のほうは今年度に限り、国のほうからの手当があるということなのですが、これ保育と幼稚園と全部ありますんで、ちょっとわからないんですけども、現実、来年度以降、公立の幼稚園になると思うんですが、大体今までと持ち出しがどれぐらい違うのかっていうのは大体算定してありますか。

全体ですよ、保育も入れて、幼稚園も入れて。

○議長（牧野 真紀子君） いいですか、はい。学校教育課長。

○学校教育課長（森 和也君） はい、お答えいたします。公立の幼稚園の保育料が全てゼロになるってということになりますので、平成29年度の決算においては2,500万円ほどの保育料がございましたので、そちらがゼロになるという形になるかと思えます。

30年度予算については、予算ベースですけども、2,300万円ほど計上させていただいたので、それがやはり来年度以降はゼロになるのではないかと、そういうふうに考えております。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい。ほかに、歳入全般につきましてありますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） それでは、ここで質疑を打ち切り、第64号議案は総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 異議がないので、第64号議案は総務建設常任委員会に付託いたします。

大牟田副委員長よろしくお願ひいたします。

日程第27. 報告第8号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第27、報告第8号、平成30年度新宮町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（本田 陽一郎君） 報告第8号、平成30年度新宮町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、御説明いたします。

地方公営企業法施行令第19条の規定により、平成30年度新宮町水道事業会計予算繰越計算書を調製いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により議会に報告するものでございます。

1 ページ目をお願いいたします。

平成30年度新宮町水道事業会計予算繰越計算書の1款1項事業名、国道495号配水管布設工事(第9工区)は、福岡県土整備発注の歩道設置工事の遅れに伴い、配水管の布設工事を繰り越すものでございます。

また、事業名、緑ヶ浜地区配水管布設替工事(第17工区)は下水道管渠工事の工法変更により工事が遅れ、繰り越したことに伴う配水管付設替工事を繰り越すものでございます。

最後に、事業名、JR鹿児島本線下部水路改修工事に伴う配水管布設替工事及び夜臼地区配水管布設替工事負担金は、夜臼第2雨水幹線改修工事の遅れにより工事を繰り越したため、本施工箇所が同じ場所であることから工事を繰り越すもので、負担金は水路改修工事で既設水道管の撤去を行うための負担金と同様に繰り越すものでございます。

金額は、それぞれ1,154万1,000円と2,808万円、1,500万円及び778万8,000円の合計金額6,240万9,000円を翌年度繰越額として計上いたしております。

財源内訳といたしましては、当年度損益勘定留保資金と同額でございます。

以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質問を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質問を終わります。

日程第28. 報告第9号

○議長(牧野 真紀子君) 日程第28、報告第9号、平成30年度新宮町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長(本田 陽一郎君) 報告第9号、平成30年度新宮町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について御説明いたします。

地方公営企業法施行令第19条の規定により、平成30年度新宮町公共下水道事業会計予算繰越計算書を調製いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により議会に報告するものでございます。

1 ページ目をお願いいたします。

平成30年度新宮町公共下水道事業会計予算繰越計算書の1款1項事業名、緑ヶ浜地区下水道

管渠築造工事(第13工区)は、現場での地下水位が想定より高かったことから、施工方法を変更したことにより繰り越すものでございます。

次に、事業名、夜臼第2雨水幹線改修工事JR委託は、施工箇所がJR鹿児島本線を下越しするため、軌道管理者であるJR九州との協議に時間を要したことにより繰り越すものでございます。

最後に、事業名、上府第1排水区(上府北地区)雨水渠築造工事は、施工上支障となるガス管の移設に時間を要したことにより繰り越すものでございます。

金額はそれぞれ5,911万7,000円と981万9,000円と4,115万6,000円の合計1億1,009万2,000円を翌年度繰越額として計上しております。

財源内訳といたしましては、当年度損益勘定留保資金で同額でございます。

以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質問を終わります。

日程第29. 報告第10号

○議長(牧野 真紀子君) 日程第29、報告第10号、平成30年度新宮町一般会計継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。政策経営課長。

○政策経営課長(阿部 宏紀君) 報告第10号、平成30年度新宮町一般会計継続費繰越計算書の報告について説明いたします。

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、平成30年度新宮町一般会計継続費繰越計算書を調製しましたので議会に報告するものでございます。

1ページをお願いします。

3款2項児童福祉費の子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料につきまして、継続費の総額は453万7,000円で、平成30年度継続費予算現額のうち、予算計上額283万円の全額を令和元年度に逡次繰り越すもので、その財源内訳は記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質問を終わります。

日程第30. 報告第11号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第30、報告第11号、平成30年度新宮町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。政策経営課長。

○政策経営課長（阿部 宏紀君） 報告第11号、平成30年度新宮町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成30年度新宮町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書を調製しましたので議会に報告するものでございます。

1ページをお願いします。

4事業を掲載しておりますが、すべて平成30年度補正に計上していた事業で、それぞれ事業費全額1億9,345万4,000円を令和元年度に繰り越しいたします。

財源内訳につきましては、平成30年度中の既収入特定財源はなく、未収入特定財源の国庫支出金4,563万9,000円、地方債5,830万円と一般財源8,951万5,000円を含め、令和元年度の収入となっております。

以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質問を終わります。

日程第31. 報告第12号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第31、報告第12号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 報告第12号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について、御説明いたします。

新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告に関する条例第2条の規定により、新宮町議会の議決事件に該当しない契約について議会に報告するものでございます。

1ページをお願いいたします。

1ページから8ページまで、それぞれの契約ごとの明細を載せております。

平成31年2月1日から平成31年4月30日までで、予定価格が130万円以上の工事または製造の請負契約に関するものは、一般会計で6件、特別会計で1件、水道事業会計、公共下水道事業会計で4件でございます。

また、50万円以上の委託契約につきましては、一般会計で73件、特別会計で4件、水道事業会計、公共下水道事業会計で5件でございます。

参考資料といたしまして、別とじで入札結果表を添付しておりますので御参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質問を終わります。

日程第32. 報告第13号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第32、報告第13号、例月出納検査結果報告についてが提出されております。

質問があれば、監査委員にお尋ねください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 以上で報告を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） お諮りいたします。

本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第44条の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 御異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

これをもちまして、本日の日程を終了し散会いたします。お疲れさまでございました。

午後2時34分散会
